婦人と年少者

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可　昭和二十九年十一月五日発行　第二巻　第十一号

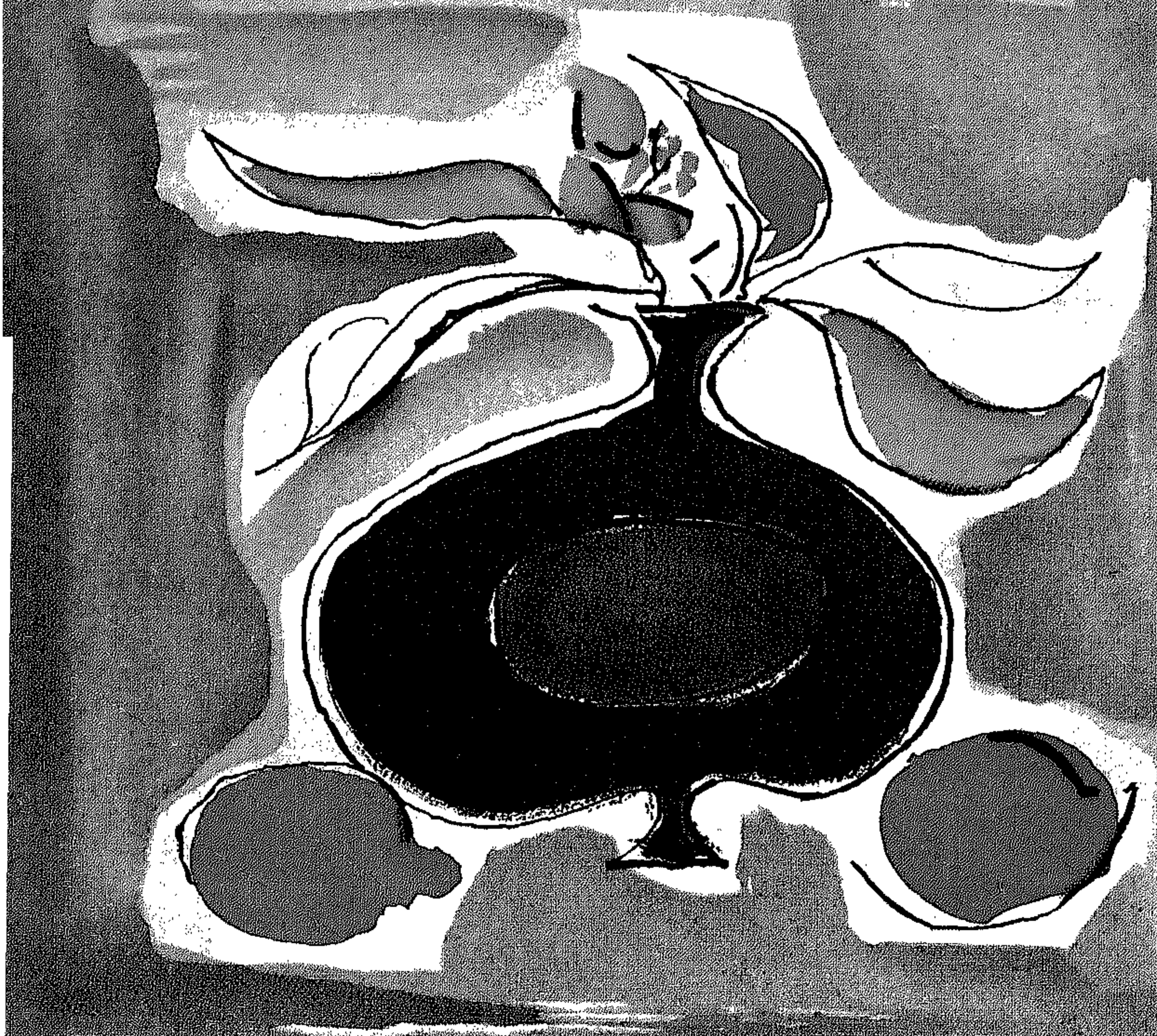

19号

一労働者家庭の生活問題
一働く少年少女の作文入選作品

婦人少年協会

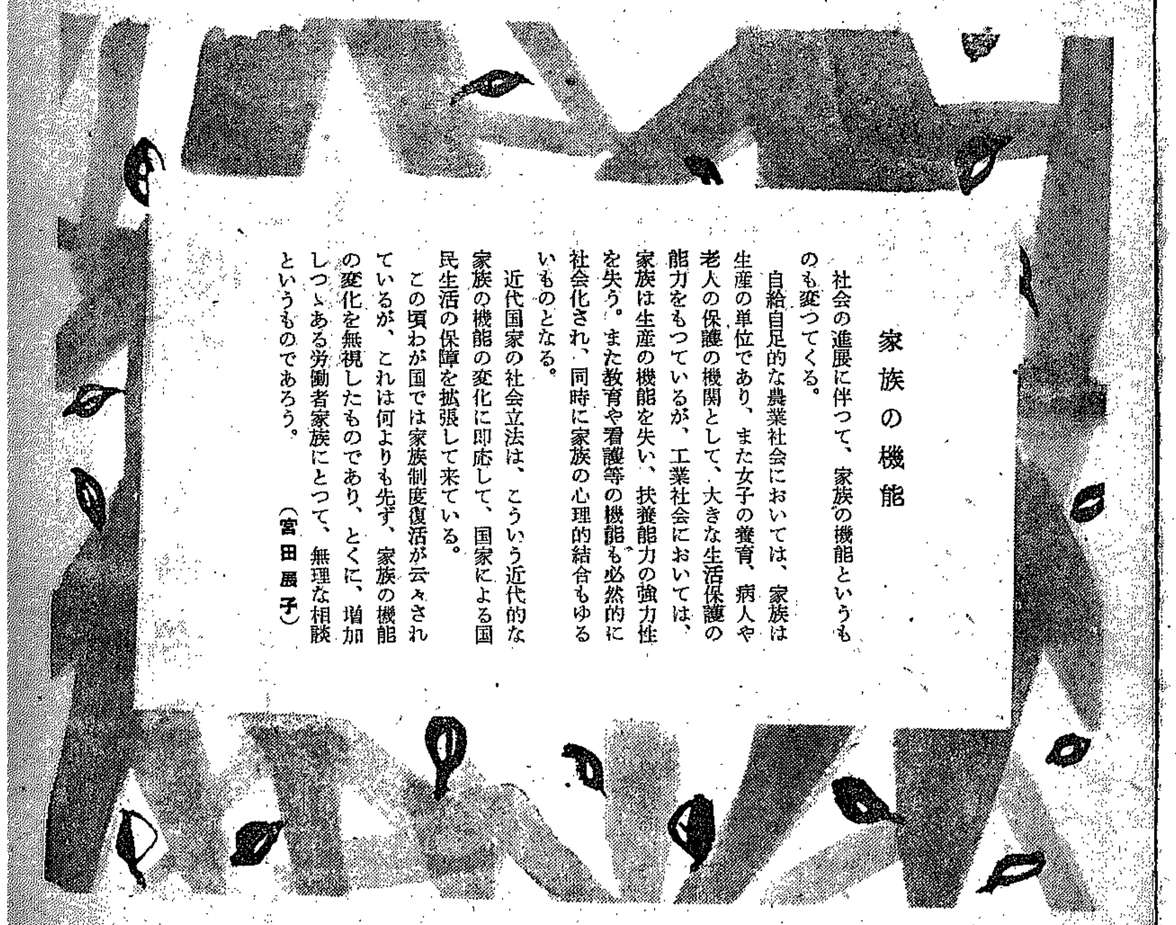

家族の機能

社会の進展に伴つて、家族の機能というものも変つてくる。

自給自足的な農業社会においては、家族は生産の単位であり、また女子の養育、病人や老人の保護の機関として、大きな生活保護の能力をもつているが、工業社会においては、家族は生産の機能を失い、扶養能力の強力性を失う。また教育や看護等の機能も必然的に社会化され、同時に家族の心理的結合もゆるいものとなる。

近代国家の社会立法は、こういう近代的な家族の機能の変化に即応して、国家による国民生活の保障を拡張して来ている。

この頃わが国では家族制度復活が云々されているが、これは何よりも先ず、家族の機能の変化を無視したものであり、とくに、増加しつゝある労働者家族にとつて、無理な相談というものであろう。

（宮田展子）

婦人と年少者　十九号　目次

巻頭言　家族の機能……富田展子…1
労働者家庭婦人の生活……藤本武…2
失業労働者の生活問題と社会保障……坂寄俊雄…5
工場労働者と家族生活……間宏…8
（集）労組関係主婦会の組織について……藤原栄子…11
（特）北海道の炭鉱労働者家族の生活……上田欽子…13
川崎市の主婦会を訪ねて……14
「働く少年の作文」を読んで……坪田譲治…16
（入）（選）（作）（文）（よ）（り）
立ん坊……鶴田孝…17
日記……原広吉…18
一日一善……渡部満紀子…19
ある夜に（詩）……津田遙子…20
婦人の労務管理と「環境美術」について……野田幸一…21
中小企業に働く婦人の健康問題について……山形婦人少年室…22
「にがい米」日本版……茨城婦人少年室…27
◇男女均等の職場をたずねて……小林益一…10
◇作文入選者決る……20
資料室
英国における女子の労働保護規定……28
十月の婦人界の動き……30
パンディット夫人と日本の婦人有識者たちとの会合……32
女子の就業者数と完全失業者数……表紙の3
◇協助員の活動……7
◇「人権週間」が開かれます……31
◇「労働者家族の生活をゆたかにするための啓蒙活動」について……表紙の3
表紙……富山妙子　扉……倉石隆
カット……倉石隆　塚谷政義

年少者の特殊雇用慣行

―いわゆる人身売買の実態―

内容

いわゆる人身売買とは
人身売買から現在までのうつりかわり
人身売買の発生する原因について
最近の人身売買について
防止保護対策について
身売り児童の保護と仲介人その他の取締りの現状

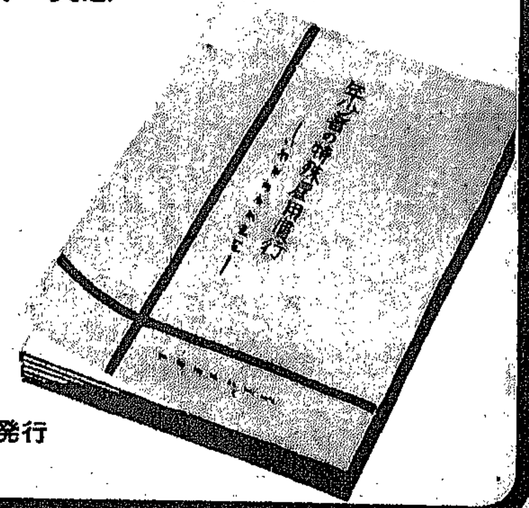

定価 200 円　送料 30 円

労働省婦人少年局編　婦人少年協会発行

季刊（年4回発行）

職業情報

年少者進路指導の最高資料
青年女子就職決定の最良指針
わが国の産業事情の鳥瞰図

★第3集内容★

中高校卒業者採用の動向・29年3月中高校卒業者の職業紹介状況・中小企業の動向・最近の産業経済の推移と雇用の見通し・中高生向求人の職種と採用条件・第3学期と職業情報・技能者養成施設の状況と施設紹介・職業補導事業について、職業の道しるべ・参考資料紹介。

A5判　40頁　定価50円　〒8円
（年額　200円　〒発行所負担）

東京都千代田区大手町1の7　日本職業指導協会　振替東京77629　電話丸ノ内(25)1625 4728

月刊 婦人のこえ

婦人・子供の権利を守る住みよい社会にするために婦人のこえを高めましょう。

十二月号　おもな内容

時評……柳原千代
男女共学の危機……千葉千代世
婦人事務員と労働組合……アンヌ・ゴドウィン
随筆　わだつみ会……宮崎白蓮
選挙と地方婦人……永瀬清子
お米はなぜ出ない……山川菊栄
婦人労働史（十一）……三瓶孝子

定価　三〇円（送五円）
半年　一八〇円（送共）
一年　三六〇円（〃）

発行所　東京都港区本芝三ノ二〇（疏労連会館内）　婦人のこえ社　振替東京二一一三四

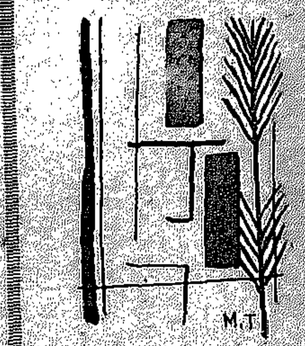

労働者家庭婦人の生活

——主として生活水準の面から——

藤本武

一　少年と婦人

日本の労働者家族の生活水準は一般的にみて非常に低い。総理府の家計調査の全都市平均によると、一九五四年五月の消費支出の総額は、職員二三、九一八円、労務者一九、一六四円、一人当りは夫々、四、九六二円、三、九七二円となつているが、実際には世帯の収入が二万円にみたない世帯は労務者の三分の二程度、一人当り五千円の生活費を支出するものは三分の一にも達しないと推定される（職員では若干高い）。また、労働者のなかには、一家の収入で生計をまかなえず生活保護にたよる人々も多く、生活保護世帯六八万のうちにも、非農村常用労務者五・六万、日雇九・八万、内職六・〇万、失業者一・〇万などが見出され（以上計二二・三万）、これに労務者世帯の出身者を加えると、約半分が労働者階級と考えてよい。

労働者家族の多くが低い生活水準にあることは、私共が算定した健康で文化的な最低生活費の水準を一応確保しているものが全体のわずか二〇%、これを下廻ると肉体的にも精神的にも危機的な現象が生じるという最低生存費にみたない世帯が実に三〇%前後を占めることにも示されているが、日雇労働者の場合になると実に四分の三が最低生存費にみたず、まことに悲惨きわまる生活をしているし、こういつた世帯には生活保護をうける世帯が比較的多いのである。といつて、職員の場合に生活水準が文化的生活をまかなうに十分かといえば決してそうではなく、大会社の課長、係長以上、あるいは子供の少い人々だけが辛じて最低生活費を確保しているのであつて、なかには生存線にさえ達しない世帯もある。

右のように日本の労働者の生活費の水準の低いことは、生活費の内容にも現われている。唯うことで手一杯ですというのは表象的なものと考えねばならないが、食費が約半分を占め、日本の労働者の生活をまかなうにはなく、大会社の課長、係長以上、あるいは子供の少い人々だけが辛じて最低生活費をまかなつているのであつて、なかには生存線にさえ達しない世帯もある。

右のように日本の労働者の生活費の水準の低いことは、生活費の内容にも現われている。唯うことで手一杯ですというのは表象的なものと考えねばならないが、食費が約半分を占め、日雇労働者や生活保護世帯では五五%あるいは六〇%をこえているところに、また衣食住以外の生活費部分がわずか二〇%にもみたない場合が非常に多いことにも、みじめな労働者世帯の生活水準が示されているのである。

ここで問題になるのは主婦の生活費がこれらの労働者世帯員のなかで最も強いしわよせをくつているという事実である。やや古いが、一九五〇年にわたくし達が調査した場合には、世帯員の生活費の処分は次のようになつていた。当時の夫の生活費に比べると妻の生活費は飲食物、住居その他全部を引つくるめてわずかに六三%にすぎず、中学生の八五%にもはるかに劣り、小学生の五八%（上級）並びに五三%（下級）に若干まさる程度であつた。いま、その生活費の内訳を夫々比べてみると、食事費は約二百円劣るだけであるが、嗜好品費は三分の一に近く、被服費も二分の一を下廻り、文化費は六〇%、他の生活費（タバコ、交際費などを含む）は

主婦の生活費—1950.9～11. 東京—

	夫	妻	中学	小学1～4年
	円	円	円	円
主食費	1,844	1,623	1,783	959
その他食物費	872	138	229	446
住居，光熱	406	368	406	255
被服	469	224	396	314
教育	—	—	612	150
文化他	119	72	103	33
の計	1,268	411	821	195
計	4,478	2,837	3,794	2,852

（註）労研調査「児童の生計費に関する研究」87頁。

他方児童と比べてみると、妻の被服費は、すべての児童よりも劣つており、文化費は小学生よりはすぐれているものの、わずかに七二円であるから殆んど問題にならぬ少額である。また嗜好品費もぐつと少く、子供は菓子果物を余計たべるが、母親はその三分の一前後をとつているにすぎない。つまり、母親のこまかい愛情にもとづいて、自分よりは子供に対して優先して支出する一般的傾向がみられるのであつて、夫と子供の双方からしわよせをうけて、前記の低い妻の生活費が規定されて行く。

右の数値自体は、収入や生活水準や個々の世帯の性格によつて若干相異するであろう。生活水準が高ければこの双方からのしわよせは緩和されて妻の水準はもつと高くなるであろうし、逆に低ければ、おそらくもつと低まるであろう（農家の主婦たともつと低いが、これは低い生活水準の他、農家の主婦の地位の低さ、婦人の半封建的隷属の強さを示している、この問題は別稿にゆずる）。また、従順な妻ほど、あるいは専制的な夫がいるほど、夫との格差は高まるであろう。とはいえ、右の一般的傾向については注意せねばならぬ（但し現在は右の六三%より高まり、七〇%に近いと考えられるが）。

二　少年と婦人

三分の二であつた。この相異の一部は身体が小さいということにもおつているし、全部が不当とはいえないが、被服、文化費などについてこれほど大きなちがいがみられるのは夫に対し妻の家庭内の地位が低いことを反映していると考えられるであろう。もちろん、収入ひいては生活水準が低い場合には、夫に対して生活費を重点的に支出するのは国の内外をとわず一般的傾向であるが（イギリスでもをうらしいーロウントリーによるー）、これは稼ぎ人たる夫の身体が悪くなつたり、又体裁悪い恰好をして勤務に影響してはこまるという深い思いやりである。

しかし、表示されたものをみても分かるように余りにもそのちがいが大きいところに、日本の労働者世帯における妻の地位が一層低いことが示されているようだ。

健康障害の自訴のあつたものは四八%に達していたが、労研の佐野氏の調査の場合には、最低生活費を確保する世帯ではわずかに二〇%であつたが、生活水準の低まるにつれて激増し、最低生存線を下廻る世帯では五〇%をこえ、中位の場合で四〇%前後であつた。またその既往歴をみると、中位の生活水準の主婦では五四・四%に、うち結核既往歴あるものは二五%に達し生活水準の低い場合には既往歴が六九%であつた。つまり、貧乏世帯ほど主婦の身体の状態が悪いのである。

身体の悪いものの多いのは、色々の原因にもとづく。大体において婦人の睡眠時間は夫に比べて短いが、これは寝るときには夫と同じで、起床が四十分～一時間早くなるためであつて、八時間を切ることが多く、ときには七時間を下廻る。かくて、これだけでも婦人の身体をいためるのであるが、子供の多い場合、乳児がいる場合、内職をする場合には一層この影響は悪くなる。加うるに、住宅はせまく、一人でゆつくりねる主婦は少く、睡眠自体も十分ではなく、疲労を訴える婦人は案外に多い。

住宅のせまいことはここではふれないことにするが、就寝状況をみると、二五一人の大工場労働者の妻のうち、一人寝をするのはわずかに六〇人であつて、二人寝は一六四人、三人寝二四人、四人寝三人といつた具合。しかもこのうちには職員の妻も約四分の一含まれている。したがつて収入の一層乏しい労働者の場合には思い半ばにすぎるであろう。

妻の生活内容の貧弱さは、種々の面に現われている。妻の生活水準は世帯全体の生活水準に対応しているものであるが、身体の悪い人々が案外に多い。中小工場労働者の主婦の場合には

食物の摂取状況も非常に悪い。戦前に比べると動物性食品の摂取量はふえてはいるが、米の代りに蛋白質の劣ったパン・ウドンの消費がふえているから相殺されて余りがあるし、一部の主婦はそれさえ十分にとつていない。佐野辰雄氏の調査の場合には、血液中のヘモグロビン等の少い主婦が非常に多かつたのであるが、これは貧血者の多いことを物語るものである。かくて、すべての条件は、主婦の身体をいため、その再生産を困難にして行く。

三

婦人のなかには、必要な衣服さえもつていないものが多い。例えば、寝衣を一枚も持たない主婦は中位の生活水準の場合には三%にすぎないが、二枚以上もつものはわずか四分の一で、それ以下の収入水準ではもたないものが半分に達することもある。オーバーあるいは和服コートは必要であるが、これを欠くものは中位の収入ある世帯でも一〇%をこえ、低所得の場合には六〇%をこえる有様である。もちろん、婦人のなかにはストックをもつ場合があるから分布は広がつているが、ほとんどというに足る被服を欠くものが中以下の階層に多いのは、戦災の被害の他、永年の水準の低さにもとづくことはいうまでもなく、前記の主婦への低生活水準のしわよせが一層それを強めているのである。

家庭婦人の生活は雑多な仕事におわれ、一つことに集中し難いのであるが、その生活が男子とちがつて社会性を欠くため、またこれまでの良妻賢母の愚昧教育の結果とあいまつて、高度の文化的欲求が抑制されている。新聞をよむ時間は男子に比べると劣つているし、よむ内容も娯楽・小説・家庭などに集中し、自分達の生活に深いつながりをもつている国際問題・政治問題・労働あるいは経済問題についてよむことは少い。よむ雑誌の冊数・書物の冊数も夫に比べると少く、特にまとまつた本をよむことは一層まれなようである。かくて、主婦は新らしい思考を生活のなかからつくりあげて行くことも難しく、選挙においても夫唱婦随という現象がおこつたりする。

四

これまでのべたことは、労働者主婦の生活のごく一端である。これをあえてとりあげたのは、主婦の生活の向上のための問題点を拾うためであるが、それは次のことに要約できるであろう。

一つは、主婦の生活水準は低いなかでも最も低いが、これは世帯全体の生活水準の向上（実質賃金の向上）と婦人の社会的地位の向上によつてのみ解決されるということである。この二つの何れを欠いても不可であるが、この両者は相互に影響し合い、強め合つていることにも注意せねばならない。つまり、生活水準の低いことが婦人の社会的地位の向上を阻み、地方婦人がそういう隷属的地位にあるような条件が逆に日本の労働者階級の低い生活水準をも規定しているのである。

二は、婦人の生活合理化は結構であるが、これは生活水準、結局は収入水準の向上と結びつき、それが前提となるようでなければ殆んど困難であるという事情である。極端ないい方をすれば、最低生活さえまかなえない場合に生活の合理化のみを他から切離して論ずることは、低い生活水準を合理化することになるのである。

（一九五四・一〇・三一）

――労働科学研究所員――

★給食のミルクも弟に――中小炭鉱の窮状――

いま筑豊・常磐や北海道の炭鉱地帯には、デフレに追いつめられて、幾つもの悲惨なニュースが伝えられている。ほとんどが中小炭鉱といわれる常磐炭田では十月までに三十二炭鉱がつぶれ、賃金の遅欠配は四千百万円に及んでいる。もつとも深刻だという福島県石城郡内では生活困窮児六百五十六人、欠食児童二百五十一人、長期欠席二百五十三人、学級費未納三百十六人にのぼるといわれ、年末までには二百五十家庭が生活保護家庭へ転落するのではないかという。

平市から山へ三里入つた内郷市白水地区で最も深刻な入九炭鉱では賃金遅配の上に台風十四号で坑内に漫水、ついに休業、三百人の従業員と八百人の家族が失業保険を命の綱として生きている。また十一月から米の配給が町の商人に切りかえられ、現金買いになつたので、主婦たちは「兵糧攻めだ」と嘆いている。九州では給食ミルクを飲ませるために小学校に弟を背負つて登校した少年（直方市）や、身を売つた母親（飯塚市外）「行く先をきかないで」と奉公に出た十五歳の少女（山田市）なども出ている。

（一一・一八・朝日新聞）

失業労働者の生活問題と社会保障

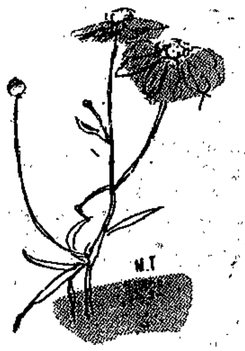

坂寄俊雄

一　失業者について

失業者の急激な増加によつて失業問題が大きな問題になつているが、失業者の生活問題となると余り調査も研究もされていない。たまたま失業者の生活問題が問題とされる場合も労働者の生活問題の中でとりあげられず、労働者の問題と並置されて考えられることが多いのであるが、失業者は失業労働者であり、労働者の生活問題としてとりあげられることが必要である。

この原則的な考えかたとつながる問題であるが、失業及び失業による生活難という問題を個人的な問題として考えたり、単に社会問題として考えがちである。確かに失業に個人的な理由が絶対にないというわけではなく、又失業問題は社会問題であるが、この問題は本質的には政治経済的な問題として考えられねばならない。

失業を政治経済的に考えるとき、現在の失業は単に景気変動によつておこつているのではなく、景気不景気に拘らず失業者が慢性的に存在しており、それが就業労働者の労働条件を悪化させ、失業者ばかりでなく労働者全体の生活状態を悪化させている。よつて、就業労働者が失業した場合、その生活状態は急速に極度の窮乏状態に陥いるという危険な条件下におかれているわけである。

以上のような理由から、失業労働者の生活状態を社会保険及び社会保障の問題と関係づけて見ることが重要になる。

二　失業者の生活と失業保険

失業者の生活保障の制度はその当初においては相互扶助的共済制度によつて行われたが、それが第一次大戦後社会的な生業保険制度に発展したのである。第一次大戦後の恐慌特に世界恐慌は失業を大量的な慢性失業という形に深刻化させた。そのために失業保険制度で失業者の生活を保障することが不可能になり、イギリスなどにおいては、失業保険の保険料を法定の十二週間納入していない者にも保険金を支給していたが、それを資力調査によつて困窮者にのみ支給するという、失業保険と社会事業とが結ばれて行き、そこに第二次大戦後の社会保障制度が用意されたのである。

このような失業者の生活保障に対する世界的な歩みに対して、わが国では第一次大戦後の失業の増加に対して失業保険制定の要求がなされたが、結局は制定されず、失業に対して、企業内においては退職手当、国家的施策としては失業対策事業という方向をとり、戦前には失業保険制度はつくられず、戦後はじめて失業保険制度の設置をみることになつた。すなわち、二一年二月に社会保険制度調査会の官制が公布され、調査会に「失業保険制度の創設」を研究する小委員会がつくられ、同年十二月に失業保険制度要綱が答申され、翌二二年十二月に失業保険法の成立をみたのである。

このようにわが国では、世界各国が社会保険から社会保障へ進む段階になつてはじめて失業保険が制定せられたのである。この失業保険制度の内容には種々問題があるが、ここでは失業保険制度そのものについて述べることはしばらくおき、失業者の生活との関係においてどのような役割をもつているかの点に限つて述べるこ

とにする。

先ず第一に、失業保険が全労働者に適用されていないこと、第二に、保険金は賃金の六〇%だということ、第三には保険給は期間が六か月であることなどである。

第一の全労働者が適用されていない問題であるが、数量的な手がかりを労働調査により示すと二八年度における全産業雇用者数は一、四八〇万人であるが、失業保険適用者は約六八〇万人で、全雇用者の半分にも達していない。この未適用者を法律的に強制加入せしめる方途がぜひ必要である。すなわち、小経営や個人の雇用者例えば、町工場の労働者や商店の店員をはじめ新聞配達から付添婦、女中さん、農家の年季奉公人などにいたるまで適用されるようにする必要がある。それと同時に、こゝで忘れてはならないことは公務員に対する失業保険法の適用である。

このような全産業の雇用者に対する失業保険法の適用と共に、学校を卒業したが就職できないで失業している人、内職労働に従事する人々、小自営者にまでその適用範囲を拡大して行くことが必要である。現行失業保険制度によつて失業中の生活が保障されるわけではないが、失業保険がない場合には、より一層急激な転落をひきおこさざるをえないのであり、一方に半失業者を増大させ、他方に救済を必要とする窮乏者をつくりだすことになる。

第二の保険金が賃金の六〇%であるということはILOの基準の最低をみたすものではあるが、最低賃金制がなく、低賃金状態にある労働者にとつて六〇%では、失業期間中に労働力を維持しえない。特に、失業の危険率の高い中小企業においては、入員整理が行われるというときには賃金の遅配、賃下げなどによつて平常より一層低下しているという実状を考慮するとき前六か月の平均を基準にして保険金を決定することには問題がある。

例えば、福岡県の筑豊の或る小炭鉱では、経営が悪化して賃金が段々と下げられて行き、遂に閉山になり、全員失業してしまつた。若いときから鉱山ばかりで働いていた熟練した鉱内夫は、「早くやめた人は三百円以上の保険金を受けて、僅かだが退職金ももらつたが、私達最後まで山にのこつたものは、予告手当や退職金をもらえず、又賃金の未払もはらつてもらえず、失業保険金も一七〇円といつた有様ですよ」といつていたが、このような矛盾はぜひ解決されねばならない。

第三に、前述したように、現在の失業は慢性的であることを特徴としているのであるが、このことを考えると保険金の給付期間が僅に六か月でしかないということは現在の失業の現実とはそぐわない。給付期間が六か月であるために再就職の口がみつからない前に給付期間がきれてしまい、当人の労働能力に応じた労働に就職できなかつたり、低賃金でも就職せざるをえないという事態をもたらすのである。そしてこれは失業保険の適用をうけない失業者と合体して半失業状態をつくりだす重要な要因をなしている。

以上、失業者の生活を保障する最も重要な失業保険制度について述べたのであるが、失業者が現実に生活している上で問題になつている重要な問題についてふれておかねばならない。

その第一は、病気の問題である、失業すると一般的には健康保険の資格を喪失し、医療を自費で受けなければならない。失業者が失業保険の有資格である場合でも、現行失業保険は病気のときは労働能力を有しないということから、支給が停止される。よつて、本人が病気のときは失業保険の有資格の場合もそうでない場合も同じ生活困難に陥るわけである。

本人ばかりでなく家族に病人が出た場合、生活保護法による医療扶助による救済方法があるが、生活扶助基準が低いためにその適用が困難であり、失業者にとつて病人が出たときは非常に悲惨な生活に陥るのである。

失業者の医療問題を解決するために、失業者の家族に対して無料の医療保険制度が何んらかの形で必要である。

病気ではないが、主婦の姙娠、出産、及び乳児の哺育ということが失業者の生活問題にとつて特種の重要性をもつているようである。生活難を最も強くしわ寄せされるのは主婦である。

三　病気、姙娠、出産、保育、教育に対する社会保障

主人が失業した場合、主婦が昼食をぬいたり、主人が子供の余り物で我慢することが多い。そのために失業者の家庭の主婦の栄養状態は悪化しており、ひどい場合は栄養失調を起しているが、このような主婦が姙娠している場合には胎児の発育に影響するばかりでなく母体すら生命の危険がある。福岡県直方市の中小工場の失業者についての健康診断によると、このことをはつきり裏付ける結果が報告されている。その一例を示すと、今年八月十二日に出産した二九歳の主婦は栄養失調で極度の貧血状態にあり、出産時の赤ちやんは六〇〇匁で、その後の母乳不足のため、新生児黄疸で危篤状態にあつた。

この事例は姙娠・出産及び哺育が失業者の生活問題として非常に重要なことを示しているのであるが、家族のある年輩者の再就職が特に困難なことを考えれば失業者の姙娠、出産及び哺育について失業保険とは別に制度的考慮が必要になる。

最後に、子供の教育と哺育の問題である。前述したように、失業者には子供を多数かゝえるものが多いのであるが。高校、中小学校への学費その他は大きな家計負担となつており、中小炭鉱地帯では長欠児童が増加していることが教育委員会で調査されている。ある中小炭鉱では学齢児童十三人中通学しているのは僅かに三人といつた有様であり、村の財政難と通学児童が少ないために二校を合併する計画がたてられている程である。このような長欠児童の多くは何んらかの労働についており深刻な年少労働問題をひきおこすのである。学齢前の子供の養育もこれにおとらず重要である。失業者の主婦は内職したり、働きに出ることが多いが、この場合に問題になるのは学齢前の乳幼児の養育をどうするかであり、托児所や保育園が失業者の家庭の重要な問題となつている。

以上、失業者の生活問題を社会保険及び社会保障との関係からごく簡単に述べた。本格的な論述を必要とするし、住宅問題その他多くの点についてもふれられなかつたが、これは他の機会にゆずることにする。

――大阪社会事業短期大学助教授――

◇協助員の活動

――富山県――

「婦人と年少者」第十六号に家族制度復活について論議されていたが、富山県の某協助員が姑を持つた若いお嫁さん一〇〇名を対象に、世論調査した結果は左の通りである。

(1)家族制度がよいか　五十六名
新民法がよいか　三十一名
(2)姑が居ればよいか　五十七名
分家がよいか　三十名
(3)毎日の生活で一番いやと思うこと
(イ)姑の気嫌の悪いこと
(ロ)朝起きが早過ぎる
(ハ)家庭の不和
(ニ)夜の仕事の終りがおそい
(ホ)自分がよいと思つてした事が悪くとられたとき
(ヘ)食生活において、老人と若い者との好みが違つていて困る
(ト)暑い時の仕事
(チ)父の酒のみ
(リ)仕事のきりがない
(ヌ)子供に賞められるとき
(4)一番嬉しいと思うこと
(イ)一同よつて夕食するとき
(ロ)夕食後のだんらん
(ハ)家庭が円満であるとき
(ニ)主人や子供と一緒にいるとき
(ホ)家族が健康であるとき
(ヘ)姑が褒んでくれたとき
(ト)里へ帰るとき
(チ)一日の仕事が終り自分の仕事ができるとき
(リ)主人と語り合うとき
(ヌ)子供の大きくなること
(5)今後一番改善してほしいと思うこと
(イ)嫁の意見を或る程度認めてほしい
(ロ)主人と同様の労働をするので食物、特に魚肉類を或る程度同等に与えてほしい
(ハ)睡眠時間がもつとほしい
(ニ)働き着をもつと婚家で造つてほしい
(ホ)時間を厳守してほしい
(ヘ)一軒一軒にお風呂がほしい
(ト)婦人の地位の向上のための集りをしてほしい
(チ)姑も古い風習を捨てゝほしい
(リ)結婚改善
(ヌ)台所改善

○ 労働省共済組合代々木荘の開所

労働省共済組合宿泊施設が東京にこの程開所し御利用下さることを待つていますので、おしらせします。

所在地案内

東京都渋谷区代々木大山町一、〇六七の六四　電話　淀橋87九、八五二

小田急電鉄東北沢駅下車徒歩七分

バス、東京駅八重洲口発幅ヶ谷行又は新橋発永福町行　大山町下車徒歩五分

工場労働者と家族生活

——一事例の研究を中心として——

間宏（はざま ひろし）

昨年暮から今春にかけて、東京教育大学社会学研究室で人文科学会ユネスコ協力研究として、労働者家族の調査を行つたのであるが、その結果にもとづいて労働者と家族をめぐる若干の問題を考えてみたい。

一

まずわれわれの調査上の立場を明らかにしておこう。「近代技術はどのような影響を家族生活に与えたか」がわれわれに課された研究題目であつたが、最初問題となつたことは、一体近代技術とは何か、技術という言葉は何を意味するかということである。技術はこれを広義に解すれば政治・戦争・スポーツ或は家庭生活等、人間生活のあらゆる面に見出すことができる。しかし日常われわれが使用する際、多くは狭義の技術、すなわち生産技術を指すのであり、これが今日の生活にとつて、基礎的に重要な意義をもつものといえよう。

このように技術を狭義に解釈した場合、技術或は近代技術は家族生活にいかなる影響を与えたであろうか。このことはさまざまな角度から考察しうるのであるが、われわれの調査の前提としては次のように考えた。まず対象として大都市（ここでは東京）工場労働者の家族生活をとりあげ、工場労働者が工場労働という近代技術体系の中に組み込まれることによつて、その家族生活にどのような変化や問題を生じつゝある一つの手掛りとなるのは、工業成立の基盤となつた農民の家族生活であり、従来この方面の研究は都市労働者のそれに比して進んでいると考えられ、従つて比較が可能である。さらに実質的には工場労働の前期的な形態である家内工業の職人家族との連続的な比較を試むることによつて問題は一層明らかになるであろう。

ここに近代技術・労働者・家族生活の三者の関連は次のように考えられた。近代技術は工場労働者から労働の喜びを取り去り、これにかわるに単調さ（モノトニー）をもつてする。しかし他面これら経済的に低位にある人々に対する生活水準の向上、健康の増進、労苦の軽減を理想とする。したがつて労働者の家族生活の望ましいあり方は、彼の取得する労働賃金が一応その物的生活を保障し家族成員にたいして合理的・計画的に配分消費され、その余剰時間とともに家族和合の基礎となり、このようにして生じた和合および生活技術の向上が、労働者を肉体消磨の疲労と緊張から解放し、家庭が彼の労働エネルギー再生産の場となるようし、家庭が彼の労働エネルギー再生産の場となることである。

以上がこの調査に当つての問題意識の中核をなすが、なお大都市の工場労働者を対象としたのは次の理由による。近代技術の家族生活に及ぼす別の重要な影響は、ガス・電気・水道をはじめ、各種のいわゆる文化的家庭機械器具・衣料・食料品に至るまで高度の技術によつて処理加工せられた商品が家庭に導入されることにあるが、この度合は、農村より都市において、それも大都市で特にいちじるしいと考えられたからである。

このような前提の下に選んだ対象は、東京都内の印刷製本業労働者家族約百世帯である。これらは規模別と地域的限定に従つて選出され、事例研究としてできうる限り詳細な家族の歴史と現状についての記録が求められた。ここではその中から一事例の一部を紹介し、そこに含まれる諸問題を考察することにする。あらかじめお断りしておきたいことは、既に述べたことから理解されるように、家族生活を人間の側から取り上げる場合に、個々の家族員についてそれぞれの意識なり態度なりを追求しなければならないが、われわれの調査では家計の中心的支持者である男子既婚労働者とその妻について聞き取りを行つた。ここに紹介するものは、「印刷工が「生れた家」を離れて、新たに「作つた家」で今日までどのように生活してきたかを、工場労働との関連において記述したものである。

二

Aさん（調査時三三歳）は群馬県高崎市の近郊農家に二男として出生した。家をはなれるまで一緒に生活した家族は両親・祖父・兄・姉・妹それぞれ一人ずつ計七人であつた。農家としては村の中流に当り、田八反畠五反を家中の労働力で耕作していた。村の高等小学卒業後一年間は家で農業を手伝つていたが、家には分家して農業を営むだけの農地はなく、結局都会へ出て働くことになり、知人を頼つて上京、都内某大印刷工場に見習工として入社した。昭和九年十六歳の時のことである。以後印刷工として徴兵検査まで真面目に大過なくすごした。昭和十四年入隊、昭和二十年終戦

と同時に復員まで、労働者としての、又家族員としての生活は殆んど空白である。

復員後直ちに前職に戻るつもりでいたが、家ではあととりの兄が子供三人残して戦死し、両親は老齢に達していたので、家を何とか立つようにしなければならなくなり、又食糧事情も悪かつたので上京を見合わせ、家にあつて農業に従事した。この時の家族員は、両親、兄嫁、その子三人とで計七人であつた。二十四年兄の長子が義務教育を修了し、何とか生活して行ける状態になつたため、自分は再度上京もとの会社に入つた。しかし終戦と同時に復社した同僚達はすでに役付工となつており、大会社に多くみられるように平工員に対して特権的感情をもち、気分的に甚だ面白くない。しかも仕事は全く単調で、命令通りに作業していればよく、自分で創意工夫をしたりすれば仲間にそねまれ、上役から煙たがられる。黙つていわれた通りやつてさえいれば無難である。労働は企業の性質上残業・徹夜が多いが、それでも農業程重労働ではなく適当に休息をとることもできる。ただ仕事そのものには農業のように喜びがもてない。しかし収入はよく、大会社で厚生福利施設、互助組織もまず完備していた方で、生活は楽であつたので、この年（二四年）の暮結婚、会社の社宅に新居を定める。

二六年春、古くからの経歴を買われて労働組合の役員に選出されたが、その方には大きな意義を見出し組合活動に専心したため、仲間から非常に信頼され感謝されていた。しかし二七年春突然勤務成績不良の事由で解雇せられた。恐らく真の事由は組合運動に余り熱心であつたからであろう。この時はすでに子供が二人いたので、何とか早く仕事を見つけようとしたが、そろそろ失業の烈しくなつた時期で仲々就職口がない。今まで自分を立てていてくれた人達も、このような首切がはじまると、自分と附合つていては不利と思つて殆んど相手にしてくれない。失業のまま一家が長く東京にとゞまることはできず、妻子を郷里に帰し自分だけ残つて仕事を探した結果やつと小工場に就職しえた。

しかし収入は前工場の約半分ですぐに妻子を呼び寄せることはできずにいたが、一年たつて少し安定したので今日まで何かにつけて面倒をみてくれている。たとえば子供が生れた時に祝物をくれたり、業主の家で買つた木炭が余ると廻してくれたりする。一緒に暮よりになつても給料は月手取一万二千円位であり、食費だけで親子五人一万円近くかゝる。従つて家計の不足分は妻が内職し間に合わせている。妻が内職で月三千円稼ぎ出すのは決して容易なことではなく、子供がそばにいては邪魔になるので、金をもたせて外に遊びにやるから子供の面倒を十分みてやることができない。新しい衣料を買つたり、洗濯屋を利用したりすることができないので家事の負担も大きいので、少しは手伝つてやりたいとは思うが、何分にも疲れて帰つてくるので実際は家のことは何もしない。家計の配分など無駄があるようにみえるが、そこまで考える余裕がないので一切妻にまかせきりにして、自分は馬車馬のように働いている。朝七時に起きて七時半に出勤し、八時半に帰宅して十時半に寝るのが常であるから妻と日中顔をあわす時間は二時間にみたない。それが子供となれば夜帰る頃には、小さい子は寝ているから子供と遊ぶ時間はきわめて少い。又子供がねていればラジオを聞くこともできないので、文化的時間としては僅かに新聞に目を通す時間があるだけである。さらに小工場では大工場に比して機械設備も悪く、しかも能率は同

上に掲げた労働者とその家族に関する記録は、特定の一労働者にすぎないにしても、そこにわれわれは今日の労働者家族の当面している一般的諸問題が含まれていることを見出すであろう。農家の二、三男が乏しい農地の故に都市労働者として流入するという定式化した労働者発生の径路を辿つて大都市工場労働者となり、そこにおいて一応安住の地を見出したものの、社会変動によつて脱落せしめられ、現代社会の経済機構の下にあつて大企業との競走に低い技術を駆使して対抗している中小乃至零細企業労働者へと転化して行く。

上の事例においてもわずかにふれられたところであるが、大工場の近代技術の下にある労働者は最初にのべた労働者の望ましいあり方にやゝ近い状態にあることは、ここでのべえなかつた他の大工場労働者の多くの事例において明らかである。マンフォードの言葉を借りるならば「技術がどれほど完全に科学の客観的手続に依存しようとしても、技術は宇宙のようなひとつの独立の体系を形成しているのではなく、いわば人間文化の一つの要素として存在しているのであるから、技術を使用する社会集団が約束するとおりに、善くもなり、悪くもなる。」等しく労働者といつても大企業

にあつては大規模な集団組織のもつ安定作用――それは経営者側・労働者側いずれにもみられる――が存在するが、それとの競争下にある小集団では全体社会の社会経済機構と結びついて、不安定な生活を余儀なくされている。近代技術そのものでなく、それが社会組織と結びついて大工場労働者と小工場労働者の間に、したがつて同時に彼等の家族間にこのような跛行現象をひき起している。

最後に注意しなければならないことは労働者と家族制度の問題である。前掲の事例の教えるところによれば、彼等の不安定な生活を保障するものは労働者の団結の力でもない。それが家族制度の力によつてわずかに支えられていることである。今日世上やかましく論ぜられる家族制度の問題も、もしそれがなくならないとすれば、それだけの要件があることを認識しなければならない。こうした根本的な社

婦人の職業意識を高める運動から
男女均等の職場をたずねて

小林義一

九月、十月の二か月間にわたつ行われた婦人の職業意識を高める運動に、協助員の一人として協力するため、スローガンの一つである、男女均等の職場を尋ねることにしましたが、男女均等の職場はどこにもあるという訳でもなく、職種と職場を虱つぶしに調べた揚句、生命保険の外務員をその一つとして採りあげることにしました。

最近生命保険の外務員に婦人の進出がめざましく、その活躍も男子を凌ぐものがあります。どこの保険会社でも、婦人の外勤者を喜んで採用し、また、ポスター、リーフレットを配布して盛んに募集もしています。保守色の濃厚な当地方としては、おとろく程の変り方で、これが時勢というものかと考えさせられました。私は市内の目抜通りに新社屋をもつある保険会社の支社長さんのお話によると、本県内に、支社、出張所などの出先機関をおく生命保険会社は十五社で、そこに勤務する外務社員の約三〇%が婦人、その数は五百人で、その五〇%が未亡人ということです。婦人の年齢は三十歳から四十五歳までが多く、最高は六十歳から七十三歳まで、何れも男子に伍して劣らぬ働き振りを示しているそうです。月収は、固定給（社によつて違いますが）普通二千円から五千円、それに、募集による契約高の歩合を含めて、最低一万円、最高六万円、普通一万五千円から二万円ということろ、年齢も不問、資本もいらず、学歴をとわず、勤務時間も自由で、こうした収入が得られる職業は他にあるとは思われません。

「男女を問わず、その実績によつてのみ収入が決定する。そして、優秀な実力の保有者は、婦人でも幹部社員に登用される。誠に、男女均等の職業である」と、私は今更ながら痛感しました。

婦人外務員中には、有夫の方も相当にあつて主人の良き理解のもと、立派な成績をあげ、子女を最高学府に通わせている方もあり、未亡人で幹部社員となり、住いを建築して余裕ある生活をしている方、元陸軍の将官であつた老主人を扶養しながら活動している七十歳の婦人など、幾多の良き事例などもありました。

――茨城県協助員――

★協助員の活動についての御寄稿を歓迎します。
分量は四百字詰五枚以内。
なるべく具体的な内容のものを希望します。
「婦人と年少者」編集部

労組関係主婦会の組織について

藤原栄子

戦後婦人団体の組織は非常なひろがりをみせ本一九五四年の初めでは一千万以上の婦人が何らかの婦人団体に属して活動している。しかし、何をいつても最近もつとも注目せられているのは、鉱山や鉄道などの労働組合関係の主婦の組織とその活動であろう。

この労組関係の主婦の組織は、婦人少年局の調査によると、本年（一九五四年）のはじめに三九三単位、これに属している婦人の数は、一三万四千程である。地域婦人団体をしらべれば数としては、現在まだそれほどのものではないが、その組織と活動は、いろいろな意味で注目せられているもので、今後の状勢と、活動の如何によつてはどのようにも、のびひろがる可能性をはらんでいる。

主なものとしては、先ず日本炭鉱主婦協議会が九万、国鉄労組婦人家族補助組合が二万四千、日本鉱山労組主婦連合会が一万などであるが、その他全日通、私鉄総連、鉄道労連、全金属の支部にも次第に主婦組織がひろまつてきている。

名称からみてもあきらかなとおり、あるものは、労組婦人家族補助組合といい、あるものは主婦協議会といい、またあるものは主婦連合会であつて、その名のしめすとおりその組織のかたちも、結合の大きさと程度も、活動のしかたもそれぞれ相当のひらきがあるのであるが、ともかく、ある事業場に組織された労働組合の組合員の家族である主婦によつて組織されたものということは共通であつて、いまかりに便宜上ここでは労組主婦会と名づけておこう。

労組主婦会は、もともと労働組合員の家族によつて組織されているものだけにその誕生も戦後労働組合の組織された後であつて、だから古いものでもほんの数年の歴史をもつにすぎない。

鉱山の場合を例にとると、炭労の支部組織である福岡のやまでは、終戦直後から主婦の集りができており、その後あちらこちらのやまでぽつぽつと主婦の組織がひろがり、それらが北海道、福岡のそれぞれの地区の組織に発展して、それがさらに、一昨一九五二年には北海道から九州までの七地区からなる全国組織である日本炭鉱主婦協議会（略称炭婦協）として結成されるにいたつた。炭婦協会長の北女史はいつている。このように、鉄総連、鉄道労連、全金属の支部にも次第に主婦組織がひろまつてきているが、現在のところはまだ全国的な組織にまでおよんでいない。

これらの労組主婦会は一体どのような目的のもとに、どのような活動をしているのであろうか。

一地方一支部の主婦会にしろ、全国的な協議体の組織にしろ、その規約のなかに、主婦会の活動の目的として共通にかかげられてあるものがある。それはひとつは組合活動に対する理解と協力をふかめることであり、他のひとつは家庭生活の改善とか合理化などの労働者の生活の福祉を向上すること、の二点である。その他は、それぞれの主婦会の傾向に従つて、ある主婦会では家庭婦人の教養の向上を目的に加え、また、生活協同組合への参加を標榜している主婦会もある。その活動となると、それぞれの主婦会のおいたちとありかたによつて千差万別である。現に組合において争議が行われているようなところでは、いわずもがな、主婦会の活動をあげて組合の活動の理解と協力にそそがれる。炭労の争議のさいの主婦会の活動、その協力の力強さは、およそ組合活動をするものの間にひとしくみとめられたところであつて、三井の争議が組合側の勝利に帰したところの過半の力は、主婦の活動と協力によるものであると断言するものも少くない。また炭労争議があのように長時間組合の闘争力を持続することができたのは主婦の協力

のだともいうことは、既に定評のあるところである。

さて、そのような争議のあるなしにかかわらず、組織の力強さを自覚して主婦たちの間に自らの手で組織をまもり、そだてていこうとする意欲が次第にたかまつてきている。主婦たちは、労働組合と協力して、あるいは自分たちだけの力で自らの家庭の生活をまもり、たかめていく、そのための場として主婦会を考えている。そこで主婦会の活動としては生活的な経済的なものが根本となつている。

鉱山の主婦会では、いまだに水道・便所を数家庭で共同に使用している状態で、この点をとりあげて便所・水道を各所にとりつけるようにとの切実な要求運動にはじまつて、昼間にも家庭への送電をするようになど鉱山特有の生活の問題の解決のみちを求めている。炭婦協のある主婦会は、託母子棟をやつており、また、他の主婦会では共済会を経営して、低利で米代を貸したりしている。北海道のある主婦会では、働きに出る主婦たちのために保育園を経営している。

国鉄関係では、主婦会が内職のあつせんをしたり、また山形のある国鉄支部の主婦会では主婦たちの手によつて、各方面との交渉がされた結果子供の遊び場がつくられた。主婦会によつては、また、料理や茶道や華道の講習をもよおして、生活文化の向上、教養の向上に力をむけているところもある。

しかし、一方、他の主婦会では、組合活動の理解と協力に、その活動の第一義性の獲得の要求が大きく、炭労としてもきつぱりと両者は別個のそれぞれ独立した組織であることを宣言している。

労働組合があげてこのように主婦会の財政の援助を行つているということは、組合が主婦の組織をいかに重要視しているかをしめすもので、国鉄・全日通・全金属・私鉄総連・全金属といつた大組合は殆ど全部主婦会結成のための対策をねり、オルグ活動を自ら行い、また主婦会の自主的な組織活動を援助している。ある組合では執行部全体の責任としてこれに当つているが、また婦対策部、婦人部にまかせているところもある。

国鉄においては、婦人部が主体となつて家族へのよびかけをおこない、主婦会が組織された後も、婦人部が援助を行つている。国鉄の家族補助組合員の数は、現在国鉄組合員の約六%であるが、将来は組合の一家族から必ず一人の主婦がでるようにし、国鉄労組と同じ三八万にしたいものだとも丸沢婦人部長はいきごんでいる。

丸沢女史ばかりでなく、まえにあげた組合の幹部はいずれも労組主婦会の発展に非常な期待をもつている。というのは組合の真の活動、殊に長期の闘争を必要とするときなどの主婦会の活動と協力がどんなに偉大な力を発揮しているかを、彼らはこの二、三年の間にまざまざとみせられているからである。みようによつては主婦会が労働組合の発展の死活を握つているともいえるほどだからである。

それで、使用者の側でもまた主婦会の組織化に注目しはじめ、主婦会の中立性をとなえるなどの理論闘争により、労組と主婦会の紐帯をゆるめることをはかり、三池炭鉱の主婦会の結成にさいしては積極的な結成反対の活動を行つているようである。

さて、労働組合の熱意にもかかわらずその割合には家族組合の組織化はすすまない。今年八月に行われた全日通の婦人部長会議では、主婦会組織化困難の理由として、組合員の居住が分散している家族会組織の必要性がまだ認識されていないなどと分析しているが、前者の問題は大きく、現在主婦会のもつとも組織されているところは、鉱山にしても、住居が他の集団とはなれて密集しているという有利な条件によつている。国鉄でも官舎があつて、組合員の住居の集つているところから主婦の組織化が行われてきたようである。このようにして結局これからも、数多の社宅をよういしているような大企業から労組主婦会の組織化が可能にされていくことになろう。

主婦会の運営と活動は幾多の困難をひそめている。がしかし、労働者家族の生活をまもり、たかめるものとしての労組主婦会の存在と活動の、意義は大きい。

――婦人少年局婦人労働課――

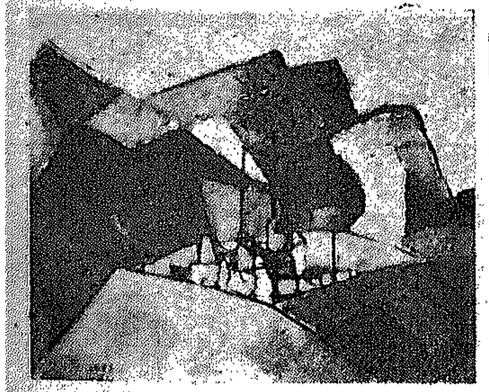

北海道の

炭鉱労働者家族の生活

上田 欽子

北海道の炭鉱と云えばタコ部屋にハモニカ長屋と一口に云われ、暗い別社会のようにされていたのは一昔前の事です。日本の石炭の四〇パーセントを凡そ八万五千人の人達で受持つて、最も大きい組織で強い力と影響力をもち、その主婦達も各山手をつないで明るい社会を作り、い生活を高めようと努力しています。

北海道と云えば炭鉱と云わず都市といわず、まず冬というきびしい自然条件について説明しなければなりません。一年の半分が冬、即ち雪にとざされた生活、雪の少ないところは寒さがきびしく、零下十八、九度、卅五度にも下ります。防寒建築とは近頃の話で、真赤なストーブにむかつた顔に汗して背中が寒い状態が大部分です。家屋の雪おろしに道つけは私達の大仕事、吹雪いて来れば何度帰る人のために道をふみかためることか。道路はだん〳〵に高くせまくなつてゆきます。電車線路に人も車も入りこんで来るしまつで、除雪費は大きな負担です。その北海道での山、雪のポケットといわれている所では、十一月から三月末まで晴れた日とては七日位、朝一番先に起きた人は先ず便所への道をつけ、水道への道をあける事と云つても、道の方が家より高く、全くの穴居生活です。半年日光をあびない生活には特別な病気もおきます。その上に北海道は九州・四国に台湾を一緒にしただけの大きさ、その中に散在する炭鉱であると云う地理的条件も考えなければなりません。山めぐりすると三か月はかかると云われています。

日本炭鉱労働組合に加入している山が六十八、そのほか中、小、さまざまが二十五程です。近代施設をほこる新しい山から、長い歴史と共に古い習慣をいつぱい持つている山、経営者がよく変る山等、住む人々の生活もそれに左右されて来ます。新規格による一戸建の内便所に、内ポンプの家はわずかで、ハモニカ長屋の名残をとどめる八軒長屋や、道端の共同水道に共同便所というのが普通です。誰でも冬どうするんだろう、病人は、子供はと心配せずにはいられないでしょう。新しい家でも二間か三間、隣同志はベニヤ板一重のしきり、内証話も出来ないとは笑い事でなく、板の裏が便所で食事も喉を通らぬというアパート組の声も真剣です。

勤務は三交代なので何日めかには夜働いて昼ねることになります。危険な労働に従事する人に一番大切な安眠の場には、三人四人と遊び場を持たぬ子供らがさわいでいます。隣の家が三番方(夜勤)の時にはラジオも遠慮する、子供も余計に叱る程の心づかいです。朝出る子供と夜出る夫との住居に主婦の生活は乱れがちで不健康です。谷から山へかけて一段並びに並んでいる家の前の坂道での子供の遊びは見ていて足がすくみそう、母の心はやすまる時がありません。

娯楽も奥へゆく程何もなく、素人でさえ心配するような小屋で、一か月何回か会社半分負担で雨ダレ映画を見るのが唯一の楽しみで、いつも超満員とか。一度も街へ出た事のない人もいます。

病院はある、店やもある、家賃はなし、電燈代なしで、修繕はしてくれる。

(川崎)の主婦会を訪ねて

工業都市川崎に、いくつかの会社の家族たちが集つて組織している自主的な家族会があるときいて、神奈川の渡辺室長の案内で訪問することになつた。国電川崎駅前からバスで約十分、海に続く埋立地には収穫も間近い垂穂が大きくゆれていた。たんぼ道に下車すると、三―四分のところに敷地三万坪の特殊製鋼がある。家族会はこの会社の寮を中心に組織されている。大師地区主婦連合会といつて、特殊製鋼・日本冶金・いすゞ自動車・日本金属・大田自動車などの大会社の労働者家族約三五〇人が会員である。会社から少し離れた出来野町にある特殊製鋼の寮で、主婦会の会長、副会長を始め役員、会員たち十三名が、家事や内職で忙しい時間をさいて、会の運営その他について、いろいろ話して下さつた。

○どうしてできたか

昭和二十四年は不景気のどん底にあつた。どの会社も仕事が少く、収入も減つたので、皆経済的に困り、キャンデー売りまでしなければならない状態だつた。

そして方々の会社にストライキが起つた。特殊製鋼も例外ではなかつた。争議が長びき、家族の人たちも会社と対立するようになつたが、そうかといつて、ストライキの手伝いができるほど目覚めてもいなかつた。こうした状態の中に「このままではいけない」という気持が家族の人たちの中に芽生え始めていた。労働者の家族がまとまつたら、もつと生活もよくすることができるのではないか、もつと互いに力になりあつたらどうか。そこで近所にある二、三の会社の寮をまわつて話しあつてみた。すると早速納得してくれた人々もあつてまとまつたのが、この会の発端である。

ちょうど、その年の二月、川崎市に競輪が始つたので、市の経済部長のあつせんで、働ける人たちは入場券や車券を売場で売り(競馬のある時は馬券を売り)、客の接待などの仕事に雇つてもらうことになつた。この仕事は、暑い思いをして売つたアイスキャンデーと比べると、はるかに利益が多かつた。最初集まつた人たちは、自分たちの手で稼いだ、このような収入も初めてだつたので、気持も明るくなつた。

この会で力を入れているのは保健衛生で、二十五年には保健所に頼んで会で費用を出し、約三百人にツベルクリン反応検査をした。家庭の主婦は参加しにくいので、各寮をまわつて検査してもらうようにした。今では保健所に手がないので、特殊製鋼の寮にレントゲンを運んできて、検診してもらつている。地区全般に結核が多かつたが、この検診で小児結核など随分ふせぐことができた。

百日咳の流行のときも各寮をまわつてもらつたし、検査も時々してもらう。また環境衛生の面では、月一度の清掃日がきめてあつて、会員が中心になつて清掃する。流れの悪かつた下水も市の衛生課に頼んできれいにしてもらつたし、ねずみの駆除もした。健康はまず栄養からというので、そうざい料理の研究会や乳児食の講習会も開いている。

また保健所から指導者をよんで産児制限の講習会も開いた。これには夫婦がいつしよに出席して、効果をあげている。

その他、教職員組合と共同で映画観賞会を開いたり、新聞社や放送局の見学に行つたり、家族の勤めている職場を理解するために工場を見学したり、市営の保育園を作つてもらうために署名運動をしたり、洋裁やお茶などの講習をしたりずいぶん沢山の仕事をしている。

○会の組織と運営は

最初は会長もなく、皆がお金を出しあつてやつていたが、現在は会長一名、副会長二名、会計一名、会計監査四名、書記三名。各寮十名に対して一名の委員長という堂々とした組織である。役員は年一回の総会できめる。各寮の委員は順番制のところもあれば、投票のところもある。しかし、まだ会員に中には、委員になるのをいやがつて、それを避けるために脱会し、見学などがあるときにはまた入つてくる、というような人もある。

月々の仕事の計画は、会員の希望をとつて、その中からやれるものをやつていく。

く。取立てて部は設けていない。

会費は月十円で、あとは物資売さばきの手数料、内職収入の分あい(八分)などを会の費用にあてている。今では謄写版やミシンなど、会の財産も少しはできた。

事務所は会長の家におくことになつているが、集会は大てい特殊製鋼の寮でする。この寮はちようど方々の寮の中心地にあつて、一番遠いところでも二十分くらいで来られるので、ミシンもここにおいて、洋裁を習う人の便宜を図つている。

○内職について

この会は最初、会社の不況時代にできたので、初めから会員の内職は盛んであつたが、今またデフレ政策の結果、どの会社でも、この七―八月ごろから収入が目立つて減つてきた。中堅どころで月一万円は減収になつている。その補いはどうしても内職にたよる以外にないので、いつそう内職は盛んになつている。現在、会員中百名以上が内職をもち、定職を持つて勤めに出ている人も数人ある。

競馬、競輪に出ている人が最も多く(会員中五五名)、一回六日で三か所回るので、月のうち十八日間勤務することになる。市殖産課の臨時従業員という名になつていて、一日四百円、大入の時はさらに百円の手当が出るので、内職としてはずいぶん割のよい仕事である。

洋裁をしている人も七人位とあるが、未亡人で、二人の女の子が会社に勤めているという会員の話では、月ならして三千円くらいになるので、家でできる仕事の中では割のよい方だろうということである。

内職の状況

内職種目＼会社名	特殊製鋼	日本金属	いすゞ	日本冶金
競馬・競輪・カケ・チカ・ツチの一部	33	7	5	10
競輪ネふ造	一	6	2	一
洋和定	3	一	一	一
そ の 他	2	1	2	一
会員数	4	3	1	一
	2	4	一	一
	3	1	3	一
	5	一	4	5
	121	不明	40	81

その他、軍手のかがり(一日二ダース六十円くらい)、造花(一日二十円くらい)、ネツカチーフの手巻き(一日大二十五―三十枚、小普通四十枚、最高八十枚で、多くて百円くらい)などであるが、いわゆる手内職はいずれも工賃が低く、もう少し何とかならないものかというのが皆のいつわらない気持であつた。編物も始めはよかつたが、する人がふえてだんだん工賃が下つてきたので、何メートル以上離れたところでなければ営業してはいけないというようなことが起つてきている。和裁をやつている人は朝九時までに洗濯をすませて、九時から夕方の四時までに、いところや電灯線が細くて電気アイロンの一部を、会の資金にあてた。

○どんな仕事をしているか

お互いに力を出しあつて助けあい、会員の経済生活の向上をはかろうというのが、この会の最初の目的である。結成当時はまだ物資が思うように手に入らないころだつたので、まず協同生活組合に団体加入することにした。始めは皆が出しあつたお金の中から組合費を出し、徐々に会員が株(一株百円)を持つようにし、売上げの手数料を会の資金にあてた。現在扱つている品物はおもに衛生綿、ふとん綿、毛布などで、注文があれば他のものも扱うが、食糧品は扱つていない。市価より二割がた安く、品質のよいものが手に入るので、もつと大きくすればよいのだが、それには場所もなし、簿記ができる人もいないので、町の商人に対抗するほどの力はまだない。

この会で力を入れているのは保健衛生で、二十五年には保健所に頼んで会で費用を出し、約三百人にツベルクリン反応検査をした。家庭の主婦は参加しにくいので、各寮をまわつて検査してもらうようにした。今では保健所に手がないので、特殊製鋼の寮にレントゲンを運んできて、検診してもらつている。地区全般に結核が多かつたが、この検診で小児結核など随分ふせぐことができた。

百日咳の流行のときも各寮をまわつてもらつたし、検査も時々してもらう。また環境衛生の面では、月一度の清掃日がきめてあつて、会員が中心になつて清掃する。流れの悪かつた下水も市の衛生課に頼んできれいにしてもらつたし、ねずみの駆除もした。健康はまず栄養からというので、そうざい料理の研究会や乳児食の講習会も開いている。

また保健所から指導者をよんで産児制限の講習会も開いた。これには夫婦がいつしよに出席して、効果をあげている。

その他、教職員組合と共同で映画観賞会を開いたり、新聞社や放送局の見学に行つたり、家族の勤めている職場を理解するために工場を見学したり、市営の保育園を作つてもらうために署名運動をしたり、洋裁やお茶などの講習をしたりずいぶん沢山の仕事をしている。

○会の組織と運営は

最初は会長もなく、皆がお金を出しあつてやつていたが、現在は会長一名、副会長二名、会計一名、会計監査四名、書記三名。各寮十名に対して一名の委員長という堂々とした組織である。役員は年一回の総会できめる。各寮の委員は順番制のところもあれば、投票のところもある。しかし、まだ会員に中には、委員になるのをいやがつて、それを避けるために脱会し、見学などがあるときにはまた入つてくる、というような人もある。

月々の仕事の計画は、会員の希望をとつて、その中からやれるものをやつていく。時まで勤めのつもりでやつていて、一日も使えないところ、ガスのないところなど、生活改善を要する点が多いが、自分たちで直すにしても、会社でしてもらうにしても、主婦会単独ではなかなか困難なことなので、労組との協力が必要になつてくるであろう。

以上は特殊製鋼の出来野寮での懇談会で、会員たちの語られたことのあらましであるが、この日、出席された主婦たちはほがらかに、さつぱらんに話しあい、気のおけない会の雰囲気が快かつた。同じ目的のもとに、自主的に結びついたということが、ひつこみじあんだつた主婦たちを、こんなに明るくするものなのだ、ということが、あらためて認識された。と同時に、主婦たちが、こんなに内職までしなければ人間並みの生活ができないという日本の勤労者の現状をしみじみ考えさせられるのであつた。男女が同等の権利を持つために、あるいは生活を豊かにするために、共稼ぎをするというところまで、まだいつていないのだ。それ以前の最低生活を維持するために、原始的な家事労働と内職の二重の重荷を負つて苦闘している主婦たちの姿はけなげではあるが、決してこれでよいというのではない。それにしても、彼女たちが育つてゆく拠りどころとして、この主婦会が今後ますます発展することを願うのである。

(訪問者・熊田優子)

○主婦会と労組、他の婦人団体との関係は

この主婦会は労働者家族の主婦たちが自主的に結成したもので、労組との関係はあまりない。たまに合同で座談会を開くくらいなものである。

また他の婦人団体ともあまり交際がない。市としては、いわゆる地域婦人団体を中心にしていて、この主婦会は特殊な会だと考えているらしい。地域婦人団体に主婦会の総会の通知を出しても返事もないし、指導者講習会を開いたとき、招待を出しても出席してくれない。また地区婦人会の協議会があつても自分たちを呼んでくれないという状態で、労組や地区婦人会との連絡ということは、今後との主婦会に与えられた大きな課題といえるであろう。

皆の住んでいる寮も決して居心地のよいものではない。住宅難の今時だから文句は云えないとしても、昼間水道が出ないところや電灯線が細くて電気アイロン

「働く少年の作文」を読む

坪田譲治

沢山のこれらの作文を読んで、まづ受けた感じは、大変に理屈つぽいといふことです。理屈つぽいと言つては、書かれた人たちに怒られるかも知れません。然し作者の心持を伝へる道具として作文を見る場合、具体性がないということはマイナスとなるわけです。これは然し若い人たちだけに、自分の言いたいことを手短かに言いたいとか、或は早く言いたいとか、そんな急ぐ心持がそうさせるのだと思います。誠に同情されることなのですが、思い余つて、意つくさずといふところなのでしよう。

然しまた、理屈つぽいとか、抽象的とかいうことの原因は他にもあると思います。子供の時代を終つて、少年とか、青年とかの時代に入つた筆者たちは、人生や社会を理性的に見つめているのです。批判して眺め始めて居るのです。それも満足される境遇なれば、そんなことを言はないでもいいのでしようが、働いている場所に不満が多く、引いては、これを色々批判的に考へて見るわけです。それが自然に理屈となつて現れます。実はこれを理屈というような言葉で表現するのは、誤りですが、他に適当な言葉がないので、そう言つたまでです。お許し下さい。

以上は、これら作文のマイナスを言つたのですが、プラスの面を言いますと、みんなが非常に向学心に燃えているといふことです。学校へ行きたい。もつと学問を学びたい。どの作文からも、この叫びのようなものが響いてくる感じです。これは何ともいたましい気持に私をならせました。正しい考へであるだけにいたましい気持にさせました。学校に行きたいものは、学校へ行かせ、学問をしたいものには、どこ迄でも、学問をやらせるような時代が早く来なければなりません。

然し、私は言いのがれではないけれども、ここに、働く少年たちに申上げたい。諸君は若い。まだ前途に四十年も五十年もの歳月がある。この歳月にものを言はせて、働く少年たちの努力がムダにならないような世の中をつくつて下さい。つまり、私たちの夢も希望も、みなさんのうちに、みなさんの力にかかるということです。

（仮名遣い原文のまま）

最後に言はなければならないことは、これら沢山の作文に対して私たちのようなオトナが何と返事をしたらいいかということです。作文はその殆どが、一つの訴えとしてものを言つてるわけなのです。だから、吾々オトナとして、この訴えに答えなければならないわけと、私は考へたのですが、微力にして実は答うるスベを知らずで、何とも申訳ない次第です。然しこれは、おそらく私ばかりではありません。現代のオトナたち、即ち働く少年たちのまわりに居る父や兄や、或は職場の上の人たちにしても、「忍耐せよ。努力せよ。」ということくらいしか言へないのではないでしようか。何年か前と思いましたが、私は「山びこ学校」という農村少年の作文集を読み、これに序文を書きました。その時も考へたのですが、日本の農村をどうしたらいいだらう。この少年たちはどうすればいいのだらう。そして。答へるすべを知らなかつたのです。

然し、私は言いのがれではないけれども、ここに、働く少年たちに申上げたい。諸君は若い。まだ前途に四十年も五十年もの歳月がある。この歳月にものを言はせて、働く少年たちの努力がムダにならないような世の中をつくつて下さい。つまり、私たちの夢も希望も、みなさんのうちに、みなさんの力にかかるということです。

（仮名遣い原文のまま）

立ん坊

——生活記——

鶴田孝（仮名）

★レクレーション

レクレーションと称して店員一同汽車に揺られること二十分、この地方では名の知れているある温泉地に行つた。井上さんはずつと前から酒が飲めると楽しみにしていたが、私はあまり魅力を感じなかつた。学校を一日位休むのは仕方ないとしても、家でゆつくり寝ていた方がもつと良いレクレーションになると思つていた。しかし皆、揃つて行くのだから、自分だけ参加しないというわけにはいかなかつた。

私は胃を悪くし、医者から飲物を禁じられていたので獣目だつたが、友達はずいぶん飲み、酔いつぶれていた。そして酔うとしきりに自己を弁護するのだ。私も一緒に騒げないのは寂しく、こんな泣き事に合槌を打たなければならない自分が哀れで、やはり勇気を出して断つて、来なければ良かつたと思つた。酔うのなら、愉快に騒いで無邪気になるものと思つていたが、案外デリケートに他人の言葉に注意しているので、うつかりした事が言えないこともわかつた。

自分の病気を心配して下さつたのだろう。上役の一人が、

「胃の工合はどうだ。」

と言つて下さつたので、

「注意していますから大丈夫です。」

と言うと、

「注意なんかしなくとも良いよ。」

と少し怒つた調子で言うので、びつくりした。深い考えもなく答えたのだが、非難の言葉に取つたのだろう。

「酒酔いを愚劣だと思うか。」

と重ねて言つた。どうしてもつと自分を忘れて楽しめないのだろう。酔つている人にすれば、こんな事を言つていても結構楽しいのかも知れないが、私もそうだし、女店員にしてもつまらない一日だつたろう。

★集金

今月も月末が来て集金が始つた。金額は少いが、軒数は馬鹿に多い。何度いつても払わない家は決つているし、毎日五六軒はあるので憂鬱になる。

それにしても、今日は全く失敗だつた。集金を終えてから金額を合せると、どうしても五百円の過金になる。私は集金帳をめくり、記載漏れがないかと金額をたどると、石川という家が五百円で未納となつていた。もらつても印つけるのを忘れる事があるので考え込んでしまつた。そう思い初めるとどうしてももらつて来たような気持になり、この家、今日いただいて来たの忘れていましたと主人に告げた。

私は変な気持になつて立ち上つたが、はつとした。釣り銭の事を忘れていた。五百円の釣り銭を差し引かなければならない事を主人も忘れていたのだ。私は急に言い出すのがきまり悪くしばらく本棚を整理し、今思い出したように主人にその事を話した。主人はあゝそうかと言う顔をしたが、その次には変な顔になつた。

当り前の事、自分が悪かつたのだ。過金という事には必ず理由があるはずで、そんなものはじきに判明するものだから、そう急いで無理に理由をつけなくとも良かつたのだ。私は物事をあまりにも深刻に考え過ぎ、何んでも一人で処理しようとするのだ。主人の目には素直さのない小細工のある奴だと映つた事だろう。いゝさ、自分はどう嫌らわれ者だ。誰も自分の味方なんか居やしないんだから……。

★小百科辞典

菅藤さんに頼まれ新聞を買いに行つた。菅藤さんは小百科と自称する程く広い知識の持主だ。書店で捨い読みした知識の蓄積は、とかくどんな人間を作るようである。

私は走り出してから何新聞か聞くのを忘れた事に気付いたが、どうせちよつと目を通すのだろうと思い、私の好きな△新聞を買つて来た。ところが菅藤さんは、

「どうして○新聞買つて来ないんだい。無かつたの。」

と聞いた。菅藤さんは○新聞のひいきであることも取つていることも知つていた。だからこそ別の△新聞を買つて来たのだ。菅藤さんは、

「しかし△新聞○○あるかな。」

と言いながら広告欄を広げ、何やら書いていた。広告のクイズに応募しているのだ。家に帰つてからゆつくり書けば良いものをと思つた。でもわざわざ新聞を買つて店で書いたのは主人が留守だからだろう。主人が外出すると勝手な私用をし、お客さんなんか迷惑そうに応対している。私もゆつくり読もうと思つて本を手にしたのだが、

「獣目だ、獣目だよ、一人ぼお客さんを見ていなけりや、万引も多いからな。」

と菅藤さんに言われた。皆んなが働くのならなんでもないのに、自分だけ働くのはいやなのだ。そうすると、私の勤労は主人に見せるためのものなのか。どうも面白くない。

菅藤さんは店の切手を貼ると私にハガキを出して来るように命じた。

（山形県鶴岡市・店員・十六歳）

日記

原広吉

昭和二十九年四月十日　晴

雲一つない澄みわたつた青空のきよう、僕は十五年間成長を助けてくれた森の連山、けだかいまでに清い阿野川、そしてやさしかつた両親、共に親しんだ兄弟そんなすべてのものに心からの別れを告げて、叔父に連れられて、この町の、この建具店にやつてきた。ひつきりなしに通る自動車、家の裏側にでんとたつ片倉製糸工場！　山狼の僕にはちようど東京へきたような気さえする。夕食後主人から、兄弟子を紹介してくれる。弘さん、章ちやん、信行さん。皆んな体がすばらしくこんな人達についてゆけるだろうかと不安になつた。主人に何気なく「小父さん」と云つたら、弘さんに「阿呆！きようから大将とよぶんや」と大声でどなられた。大将という言葉は軍隊外でも使うのかと感心した。しかしこの大将も奥さんも大変親切な人のようで、何となく安心した。さあこれから四人で二階八畳で寝るー　それにしても大男の中で心配だなあ。

四月十七日　晴後曇

早くも一週間、大将と兄弟子たちから、主として寸法のとり方、材料の見分け方、道具の使用法の指導をうけたが、小さい時からこんな事は好きだつたので慣れるのも早かつたように思う。たゞ電気の知識に乏しいので、電力用ブレーナー、カンター等の使用が恐ろしい。機械のゴーゝゝという騒音に最初は眼がまわる思いがした。一日の仕事が終つて、騒音が消えた時始めて人間に帰つたような気持になり、本当にほつとする。静かな山で育つた僕には仕事そのものより、その仕事から生ずる騒音の方が恐しい敵である。それに他にもう一つ神経を使うのは、朝から晩まで主人の家族と顔を見合わせていなければならないことだ。

普通なら明日は日曜日で休日のはずだが、この店では休みではない。日曜日の代りにお節句、お盆、正月等の時期に四、五日ずつ休暇があるよし。紋日の多い田舎の事だから月平均三、四日の休暇だそうだが、矢張り日曜日は休みたい。

六月五日　晴

昨夕から腹がしくゝゝ痛み出したと思うと今朝から何回となく下痢をするので、大将に頼んで病院へやつて貰つた。先生はあまり喋らず、すぐ良くなるといつただけで薬をくれた。二百円を支払つた。月給二千八百円の中から千八百円食費、弟に三百円送つてやり、あと六百円残つていたのに、まさに虎の子をとられた感じだ。それにしても保険に入つている人達は診察料だけ支払えば良いとの事、「僕達は保険に入れないだろうか」と夕方章ちやんに尋ねてみたら、「うん、大将にも健康保険に入りたいといつた事があるんだそれで大将も県庁の保険課へたのみに行つたのだが、従業員五人以下の小企業では加入できないんだ」という。僕はこんな馬鹿な事があるかと思つた。月給の多い人達が保険に入れて、少い僕達が何故入れないのか！　大将が口癖にいうように、これも自由党の弱い者いじめの政策でしようか!?

五月二十五日　曇

とう〳〵思い切つて、大将に高等学校の通信教育に入つても良いかと尋ねてみた。昨夜、名西高校へ行つている五郎君の夢をみたので、今日は尚更勉強をしたいと強い気持で胸が一杯になつたのだ。家さえ貧しくなかつたら、高校へはぜひ行きたかつた。僕の言葉を珍しそうに聞いていた大将は、「戦後は妙なものができたんやなあ。わしも小学校だけで、つねにつらいと思つた。入りたかつたら入つてもええ。それでも仕事をお留守にしたらあかん」といつてくれた。本当に嬉しかつたので、早速城南高校へ規則書送付の依頼状を出そう。仕事もなれたし、大将や奥さん兄弟子達もみんな良くしてくれるのでまず〳〵愉しい毎日を送つている。この上高校の通信教育生になれたらどんなに嬉しいだろう。通信教育生も高校の帽章やボタン等も使用できるのだろうか？

七月十日　晴

昨日弘さんがカッターで薪あけ作業をしていて、右手甲に大怪我をし天野病院に入院したので、交替で付添いをする事になり、僕が今日第一日に当つて行つてきた。昨日は二時間にわたる大手術をしたのが右手の親指を除く四本の指は多少とも機能を失うとの事、皆んなで心から同情している。弟子達を子供同様に可愛がる大将は心配そうな顔付きで今日も一日中、病室で看護の手伝いをしてくれた。帰つてから章ちやんに今日の仕事の模様をきいてみると、第二中学校の切り込み（内部のドア、ガラスの）に信行さんと二人で朝七時から夕七時まで少しも休まずに働いたとの事、十二日迄の請負いだから責任があるし、大将と弘さん、それに僕の分と二人で合計五人分を働くわけだから疲れるのも無理はない。大工場で働いているクラスメートの手紙などで考えてみても、中小企業の場合はあらゆる面で苦しい事をつくづく知つて悲しい思いがする。

七月三十日　晴

ようやく城南高校から返信がきた。中学卒業生は通信課程に入る事はできるが、高校の全単位が開設されておらず、今のところ、通信教育によつて卒

業の資格は得られないとの事。そんな馬鹿な？　それなら何故国家の負担においてそんな通信教育を行うのか。貧しくて高校に行けないものに、高校卒業の資格と学力を賦与するのが高校通信教育の目的ではないのか。兎角政府のする事は中央偏重だ。東京や大阪なら近い夜間高校に通うこともできるが、田舎の県には夜間高校は一つしかなく、通うとしたら往復四時間もかゝるのに……。田舎は当然通信教育を充実すべきだ。

弘さんも大体良くなり三、四日の中に退院できるそうだ。弘さんの留守中はどうしてもそれだけ仕事の負担が僕達にかゝり、一日一、二時間は余計に働かねばならず、相当苦しかつた。

（徳島県建具工）

一日一善

渡部満紀子

私は今の仕事についてから、二年五か月になる。その間いろ〳〵の出来事に会つたが、とりわけ印象に残つていることを一つ拾つてみよう。

それは去年の、秋も終りに近い雪まじりの雨の日のことだつた。別に変つたこともなく、私ののつたバスは指定の路線を走つていた。ふと見ると、約一〇〇米程先に一台のバスが、道路の中程に止つているのが目に付いた。聞いてみると、致命的の故障らしい。それから運転手同志で二、三間答が交された。車内を見ると、二十人程のお客さんがのつている。私はほんのう的に勞に過ぎなかつた。あたかも大事なたから物を運ぶかのようにその周りを大勢の人が取りかこんでいた。心なしかお嫁さんの顔に安どと感謝の色が浮んでいるように思えた。私はほつとして、思わずポケットのハンカチをにぎつた。

終點所まで無事にお客さんを送つて、それからの出来事が私の記憶をよみがえらせてくれる。さて、今度はこのお嫁さんを、この日の盛儀に送つて行くことだ。少々胯張に過ぎるかも知れないが、田舎道の事だ。きふくした山あり、谷間あり、わだちあり、相当のスリルを感じた。雨の日の事とて、ぬかるみに車がはまり、その都度用意のスコップで運転手さんと一緒になつて懸命の作業をした。雨が上衣を通して下衣までびしよ〳〵する。こんな所が二か所三か所、暮れるに早い秋の日の事とてすでにうす暗くなつてきた。車掌さんなんていやな仕事だわ。まるで女の土方だわ。そんなことを思うと不かくにも泣きたくなつてくる。しかし、又その後から、これも私の職場の勤めなんだわ、と心のどこかで勇気をつけてくれる。とついで行くあの可愛らしいお嫁さんも、きつとよろこんでくれるわ……。私は体のねれるのも忘れて運転手さんに協力した。

ようやくの思いで当のむこさんの家までたどりついた時には、時間も、大分経つていたらしいが、とにかくほつとした。待つていた人からも、同乗して行つた人からも、感謝と賞讃のお言葉をいただいた。この時程、生きる事のよろこび、俗にいう生甲斐を感じたことはなかつた。

所定の料金をいただいて帰りかけた私たちを、そこの御主人らしい人が、どうしても放してくれない。止むに止まれず御主人の誠意にしたがうことにした。無理に式場に客分のような形で坐らせられてしまつた。

私はすつかり上つてしまつた。グチャグチャの帽子を冠り、袍を前にぶらさげて、乙にすましていたであろう事を数刻ののち気付いて赤面した。すき腹に詰めこんだ赤飯とボタ餅は実においしかつた。思いもかけぬ御祝儀をいただいて車庫に帰る私の気持は、いつになくほがらかだつた。

一日一善、母がつねに私たち兄妹にいい聞かせてくれていた事を、この日程つく〳〵味つたことはなかつた。

あの日のお嫁さんに会えないものかしら……。私はときどき想い出している。

（北海道中央バス・芦別営業所・車掌・十七歳）

あ る 夜 に

――女子孔版者・秘唱の中より――

津田遙子

白いコスモスの　散るほど鳴りだす古い時計。
胡藤の枝先き鋭く月の懸る時刻を
低く吊した電灯の　その明るい輪の中で
未だ不揃いの私の製版文字は
原紙の確かな野の中に　いたわり合つて並むでゆく。
清掃された部屋の窓開け放した朝から　この時刻まで
耳鳴りのように　静かなひゞきは続いている。
ぎり　ぎり　ぎり
鉄筆を握る掌、指先きから肩へ、背へ、胸へ、せつなく伝わり、
めぐり泌みいる韻に　嚙みしめている歯の僅かな空間から
十七才の　歌にならない歌が漏れると思う。
落葉松の寥しい青枝を飾り
庭に花咲かせた百日草の燃える紅を一輪そえて　チエホフを読み
更かす夜があつた。
稚い日から暮しの中に守りつゞけてきた詩の小やかな灯が　風に
会つたほど揺らぎ、消えかゝる日があつた。
その同じ古りてきしむ机に凭り
凍てる日から　激しい暑さの時を通して
鐵版に向う厳しい精進の日が重ねられてゆく。
この夜　孤り歩み深めてゆく日々への物思い　物思いながら
直らない肩下りの製版文字が
哀しいまで　私を現して数満ちてゆく。

（秋田県・孔版印刷・製版研究工・十八歳）

作文入選者決る

労働省（婦人少年局）では去る八月、読売新聞社及び日本放送協会の後援を得て、全国から働く少年少女の作文募集を行いました。これは十八歳未満の働く者の労働生活及びその生活を通しての希望、意見、感想等についての手記をもとめたもので、二、五八三名の働く少年少女から約三、〇〇〇篇の多数にのぼる作品の応募がありました。

応募作品は作家平林たい子、坪田譲治、評論家丸岡秀子の各氏と後援者及び主催者側の選者によつて慎重審査された結果次のとおり決定しました。

入選　一〇〇名（記念品）
原田孝祥　他九九名

入賞　右のうち四二名（大臣賞状、賞品）
原田幸治　他四一名

入選者に対しては記念品が、また入賞者に対しては労働大臣賞状と読売新聞社又は日本放送協会の賞品が贈られました。

二千数百名の応募者は全国各地にわたつていまして、その職業も入選者を一べつしただけでも、製糸工、プレス工、製帽工、文撰工、ミシン工等の工業関係から農業、商店員、給仕、外交員、バス車掌、電話交換手、看護婦見習、女中、魚行商、新聞配達、大工徒弟、保母見習、美容見習等、多種多様であり、応募者全員の職業は殆んどあらゆる分野にわたつています。

応募者の中には十七歳の文撰工で原稿用紙一五八枚、同じく十七歳の製紙会社の工員で二五五枚というような大作を送つてきたというようなものもあります。

応募者のうち極めて多くの者が、上級学校進学に対する切ない願いを訴えていることが非常に目立つています。また、母のない者、特に父のない者が非常に多いことです。これは大部分が戦争や戦災で父や母をなくした人々でそれが文の中にあらわれています。

このように両親が揃つていないことや、家庭の経済的な理由から考くして働かなければならない人達ですが、そのような不遇な境遇にも拘らず、それに負けてしまつているというような点はみられず、むしろあらゆる苦難を突破していこうとする努力と向上心に至るところでぶつかります。暗いじめじめしたものではなくて、少しでも光に近づこうとする意欲とたくましさがみられます。

なまなましい現実の労働生活から生れたこれらの作品は、それがたとえ表現力が不充分であるというようなものでも、やはり読む人に感動を与えます。

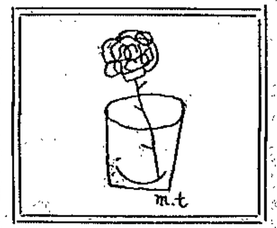

婦人の労務管理と「環境美術」について

野田幸一

労務管理で一番大切な事は個々の具体的方策の底流とも言うべき〝空気づくり〟であります。女子の労務管理に於いてはこの事が特に大切であります。

この職場の〝空気づくり〟に東西の名画（勿論プリントです）の力をかりて環境を良くしようというのがここでいう〝環境美術〟なのです。私共の工場では昭和二十七年から実施していますが、結果から見ると仲々興味が深い多くの問題が包蔵されているようです。

労務管理から見ての影響は先ず女子労務者の勤続年数の延長によつて示されました。又従来のケバケバしい服装が自ら清楚になつて来ました。寄宿舎の室内の美化が、やがて室外、更に工場全域の清潔整頓となつて現われて参りました。エロ・グロの氾濫する今日の社会現象に無批判に同調するものもなくなりました。従つて生産能率、品位等も従前に比し著るしく向上しました。勿論これらの結果の凡てが〝環境美術〟だけに因る成果だとは申せません。一般労務管理の定石の上に培われて実つたものであると云うべきでしょう。

然しながら職場の環境が事業経営の上に如何に重要性を持つかという事は申す迄もないところでありまして、或る意味では工場管理の中心を為すものとも考えられるのであります。科学的な管理形式、合理的な事業経営が、労使の和やかな協力の上に営まれてこそ、事業と人とが共に栄えてゆくと云う事はいつも変りがありません。

和やかなものにしてくれます。殊に女性の繊細な感覚には、男性の私達が想像する以上に心の琴線にふれるものがある事でしょう。

和やかな空気から感情に偏らぬ冷静な判断が出ますし、理解と納得を根底とする協力も生れて来る事になります。

私共の工場では寄宿舎を中心にして発展させて参りましたが、通勤者の場合は休憩室を名画で飾る事など恐らく効果的と思います。殊に婦人の休憩室ならば、生け花と組合わせてみれば一層美くしく暖い零囲気ができましょう。そしてその影響は自然に職場に浸透して参りましょう。

扱い方は簡単で、経費も大してかからず、資料は今日極めて豊富ですし、効果はなかなか大きいのですから、婦人の労務管理に関心を持たれる方々の更に深い研究によつて、今後働く婦人の職域の環境が益々美くしく楽しくなる様に生長発展させて頂きたいものと思います。

尚私共の工場で試みた実施の状況を簡単に附記して御参考に供します。

○開始した時期　昭和二十七年七月より

○名画鑑賞会　工場の女学院社会科の時間を充て、毎月一回十枚くらいの名画の話を聞き、幻灯を用いて鑑賞をした。最初は最も親しみ易いラファエル、ミケランジェロ、ミレー等を中心とした。

○指導者　美術評論家の深水正策氏に熱心に指導して頂いた。

○毎月絵を十枚贈呈して説明を聞き、それを額縁に入れて一週間位寄宿舎の廊下にかけて皆に見せた。

○生け花と組合わせて、絵と生け花の双方を二層引き立てた。生け花は女学院で学習したものを用いた。

○それぞれ各自の室に順々に入れて床の間にかけた。五十室余あるから五か月余で一応全部に行き渡つた。

○一応各室に行き渡つたので、その後は鑑賞会で見たものを連続額縁（当工場の新案です）で廊下に陳列をした。その為めに寄宿舎の一番暗い所が美くしくなつた。

○委員会が出来て各自の室にある絵を好みに応じて自分達で取り換えるようになつた。

――那是製糸鴻巣工場長――

★精神衛生普及運動が行われます

精神の健康を保持することが、肉体の健康と同様に重要であり、従つて生活を営むにあたつて精神衛生の理解が不可欠であることを強調する「精神衛生普及運動」が、厚生省、文部省及び都道府県の共催のもとに、十一月八日から十四日まで行われることになりました。精神衛生活動とは、広く日常の生活環境の適応を欠くものに対して、解決の方法及び予防の方法を指導し、生活内容を豊かにするものであるという趣旨を徹底させ、精神衛生相談所、児童相談所、特殊教育施設等が行つている覚せい剤対策の普及、講演会、研究会の開催等、中央、地方を通じ多彩な行事が行われます。

中小企業に働く 婦人たちの健康について

働く婦人の健康を高める運動に関連しての調査より

山形婦人少年室

働く婦人の母性保護の問題にもとづく職場の健康管理と、働く婦人自らの健康についての関心・希望などについて、中小事業場に働く婦人を対象にして調査した。調査方法は管内の法第八条一号該当の中企業所（一〇〇人以下）から無作意抽出により一四か所、同じ方法で小企業所（二〇人以下）から六か所、計二〇事業場の総数四七九人と話しあい、あるいは簡単な筆答により行ったものである。

一　家庭と関連して

1.　未婚者・既婚者

事業場数二〇、総数四七九人の働く婦人はその大部分が未婚者であるが、その中六七人が既婚者で、これは全体の一四%に当っている。

労働基準法に基いて報告された女子保護実施状況報告（昭和二十七年分）から全国の集計を見ると、既婚者は一一・九%となっており、この年の本県の既婚者は一三%で、やはり僅かながら全国平均より多くなっている。既婚者の働こうとする希望数は年々ふえ、又、働かねばならない事情にも迫られているので、事業不振や労働力の過剰の問題があるとしても、その%の減少は予想し難いのが実情である。

第1表　未既婚別平均年齢

	実数	%	平均年齢
未婚者	412人	86%	19.8 歳
既婚者	67人	14%	33.4 歳
備考	全国の場合既婚者 11.9%		両均・既婚・既婚の平歳未婚者併せての年齢長者 53 歳

未婚者の平均年齢は一九・八歳となり、既婚者の場合は三三・四歳で、総数の平均年齢は二一・六歳である。この様に既婚者の場合その平均年齢は割合に高く、五〇歳の声をきいても、しっとして働く中老の婦人にも逢う事があるし、又作業能率も決して低いとは思われず、中にはそのポストで必要者ときれている場合も見受けられた。

一般にどんな事業場にも、既婚者が見受けられる現状ではあるが、その分布状態には大きなひらきがみえる。例えば製糸業の場合、立繰の事業場では女子総数の九七・五%が未婚者であるのに対し、坐繰事業場の場合は七二%が既婚者で占められている実情は、その機械化に伴う操作の違いから生じたものではあろうが、著しい差異の一つとしてみられよう。

第2表　家事負担について

		家事一切をする	働く、又は手伝程度	何もしない	子供の有無 有	子供の有無 無
未婚者	実数	11人	403人	0		
	%	3%	97			
既婚者	実数	23人	44人	0	51人	16人
	%	34%	66			
計	実数	34人	447人	0		
	%	7%	93			
既婚者中子供の有るもの、比 77%						

2.　家事労働と育児

家事労働と職場の労働との、両立し難さが常に問題となるが、当然の事ながら家庭への限界の問題が考えられるのである。しかし、未婚者としても女手のない家庭で幼い弟妹の面倒を見ながら、家事万端の処理をするという事は、たとえ少数であっても見逃してはならない事である。全般的に家事に対する役割はみんなもって居り、「子供が大きくなったので大部分楽になった」という勤続年数の長い母親の立場から、職場で働くようになってから、「母ちゃんがそんなに用を言いつけなくなった」と答える少女まで、一応家事負担については自分の洗濯やみうくろい以外に必ず一役もっているのは当然の事ながら、実状である。

育児の負担という点から子供の数についてみると、働く既婚者六七人の子供の平均は、一・八人で、一人或は二人の子供数が最も多く、三人以上は非常に少いし、又、子供が生れないからという答えもある。農村家庭や、長期欠席児童の多い貧しい家庭などの子供の数が案外多い（死亡児を除いて平均五・八人）のに対して、外に出て働く婦人の家庭で子供の数が比較的少いのは、職場と家庭の両立の問題が交錯しているためである事に心づかれるであろう。

第3表　子供の数

子供の数		実数	%
0	未だ生れない	15	23.9
	死亡した	1	1.5
1人		25	37.3
2		12	17.9
3		8	11.9
4		3	4.5
5		2	3.0
6		1	1.5
合計		67人	100%
子供の平均数			1.8人

この様に、家事労働に加えて妊娠、出産の問題は職場労働と大きな連関をもって結びついている。若い婦人たちの「お嫁に行くまで」という考え方は、この頃は「お嫁に行っても子供ができるまで働こう」、更に「子供がいてもやれるだけ頑張って働こう」という考えに変ってきているし、家に子供をみてくれる適当な人があればできるだけ働きつづけようとしている。そして家庭の負担量が職場との両立を妨げるぎりぎりの線迄働いてそこから退いて行く。これが子供の平均数が少いことの理由なのである。しかし、働く婦人の希いとしては何人かの子供が生れても引続き職場で健康に明るく働いて行かれる様な育児施設や、生活の合理化を望んで、それの実現を希っている。そして概して既婚者の場合は一層の健康が保持されねばならないし、現在職場に働く人の多くは一応ある線を超えて健康を確保してきた人達である事もうなづく事ができよう。

3.　健康の状態

（イ）、健康状態の自己診断

第四表は働く婦人達が平生快適な健康感の中で労働しているかどうかを、それぞれの主観によって記されたものであつて、客観的には果して正しいかどうかは決める事はできないが、然し主観によるものであつても、否、主観的なものである事が或は一層働く人々の労働意欲と作業能率に影響があるようにも思われる。

第4表　自分自身での健康判断

		健康	ヤヤ健康	病身	未回答	計	病気が持有る
未婚	実数	218	159	18	22	412	19
	%	51.7	38.6	4.4	5.3	100	4.6
既婚	実数	41	20	1	5	67	4
	%	61.2	29.9	1.5	7.4	100	4.9
計	実数	254	179	19	27	479	23
	%	53.0	37.4	4.0	5.6	100	4.8

持病有りと答えたものは四・八%で、病名は神経痛が最高を占め、順次胃腸病・脚気・頭痛・腰痛、心臓等である。雪の多いこの地方の一般性として、神経痛は最も多い病名の一つである。

（ロ）、既往症

過去一か年間の既往症について口述のままの概要を記すと第五表の様になる。欠勤の総延日数として最も多いのは胃腸疾患関係（一、〇四七日）であって、次が耳鼻咽喉関係（四七九日）、風邪（三七八日）、神経痛（二五三日）、呼吸器関係（二四五日）の順になっている。これを罹病者人数の上からみれば、風邪（五三人）が最も多く、次いで胃腸関係疾患（四八人）、耳鼻咽喉（二四人）、頭痛（一四人）となっている。更に一人平均の欠勤日数から見れば、呼吸器疾患が最も長く（八一・七日）、耳鼻咽喉（二三・五日）、神経痛（三一・九日）、脚気（二二・二日）の順になっている。

第5表　過去1か年の既往症

既往症＼未婚者	未婚 延人数	未婚 延日数	未婚 一人平均休業日数	既婚 延人数	既婚 延日数	既婚 一人平均休業日数	合計 延人数	合計 延日数	合計 一人平均休業日数
	人	日	日	人	日	日	人	日	日
胃腸疾患	46	1,030	22.4	2	17	8.5	48	1,047	18.1
頭痛	12	27	2.2	2	7	3.5	14	34	2.6
風邪	52	374	7.2	1	4	4.0	53	378	7.1
呼吸器系疾患 肺炎	1	15	15.0				1	15	15.0
肋膜炎	1	50	50.0				1	50	50.0
結核	1	180	180.0				1	180	180.0
計	3	245	81.7				3	245	81.7
耳鼻咽喉病	14	479	33.5				14	479	33.5
眼神経痛	8	71	8.9				8	71	8.9
神経痛	6	248	41.3	1	5	5.0	7	253	31.9
腰痛	5	75	15.0				5	75	15.0
脚気	9	191	21.2				9	191	21.2
手足の外傷	9	112	12.4				9	121	12.4
夏まけ	3	99	33.0	2	20	10.0	5	119	23.8

尚既婚者に比較的複雑な病気が見られないのは、家庭の負担者として、職場との両立につとめる中、その重荷に耐えられない健康の者は自然に陶汰されてきたものであることがうかがわれる。

二　作業に関連して

1.　休憩時間の状況

作業の休憩時、主として最も長い昼休みの休憩をどの様に働く婦人が過しているか、その概略を記すと第六表の様になる。

雑誌や小説を読みあったり、雑談をして昼休みをすごす人が過半数を

第6表　休憩時間をどのようにすごしますか

	実数	%	備考
本読み	176	29.8	「その他」の最も多いものから
雑談	144	24.4	あげると
昼寝	137	23.2	イ．作業場機械又は寄宿舎掃除
洗濯	42	7.1	ロ．作業の準備と整理
運動	19	3.2	ハ．昼食后すぐ始業
新聞・ラジオ	4	1.5	ニ．昼食に家に帰る
その他	69	11.7	ホ．授乳
			ヘ．昼食の世話で一杯（住込）
			ト．用たし，衣類の繕い
			チ．子供のこと
			リ．婦人部の会合の為につかう
			ヌ．あみもの
計	591	100	この実数は人数とは一致しない

占め、又、厳冬は別として、気候のよい時は横になつて作業場の一隅や涼しい木影に昼の一時をまどろむ場合も多い。軀の疲労を休めようとするためか運動場や施設の少ない事も手伝つて、スポーツをする人の予想外に少いことが大事業場と比べて目立つている。家庭と職場の労働が昼休みのひとときを自然にこの様な状態におかせているかも知れないし、又、一個のボールすらもなく、ゴミゴミした作業場の空地の中にすごす環境が一層この事に輪をかけている様でもある。そして新聞よりも娯楽雑誌を、ラジオを聞くよりはむしろ、たわいない雑談をと、疲労したものの陥り易い行き方が第二位の雑談にあらわれている。

又朝早くからそこそこに家をとび出して日一杯働き、夕方暗くなつて晩飯のあとしまつをする。たまつた洗濯物を洗う時間がない。暗い流し場で洗つた物を明くる朝になつてみると、汚れもよく落ちないままに洗い直す元気も出ない。こんな事からか明るい光線の下に昼休みの作業場の流し場での洗濯も予想以上に多い。使用者も男子労働者も呑込んだもので、決して洗い場や干物の文句も言わない様である。しかし、又そそくさと作業場で弁当を呑込んで、汚れ物をかかえて流し場に去るのが、定められた仕事の一つになり切つてしまつている中年の婦人の姿も見えるのである。

「その他」の中には小事業場の現実がかがわれる事項もあつて、作業への準備や整理、昼食時の皆への世話で忙しくすごしたり、家に急いで帰つて子供に乳を含ませるもの、食事の支度をして皆にたべさせてくるもの、晩のお菜やら何やら買物に行つてくる者、等々、家事と職場との生計の気ぜわしさをのぞかせて、中々ゆつくりと休息してもいられない。これらは大事業場には見られない、町工場の姿で、働く者も使用者もともに経済情勢のせち辛さをそのまま見せている。しかしただ一つであるが、婦人部の会合のためにつかうというのは、注目されるし、この事が身も心も健康に伸びるための原泉となつてほしいと思う。

2. 生理休暇について

生理休暇についてみると、これらの調査事業場中、一応生理休暇として取あげられてあるところは一事業場にすぎず、その他規定も無く、話し合いもできていない状況であつた。

第七表によると、平均六割強が、何らかの苦痛を回答している。その生理日による不快感或は苦痛をどう処置しているか、第八表は六一%苦痛を訴える人々の生理日の状況であるが、その過半数は、軽重の差はあつてもがまんして働きつづけようとし、又、耐えてすごしているようである。この場合、客観的に見れば作業能率の下降している者もあろうが、本人自身はその事にはふれていないし、少くとも能率を下げまいと努力している姿がよくうかがわれる。

第7表　生理日に働くのは苦痛ですか

項目＼未既婚別	未婚 実数	未婚 %	既婚 実数	既婚 %	計 実数	計 %
	人	%	人	%	人	%
総人数	412	100	67	100	479	100
苦痛でない	106	25.7	25	37.3	131	27.3
苦痛である 総数	262	63.6	33	49.3	295	61.6
苦痛である 半日	5		0		5	〃
苦痛である 1日	92		9		101	
苦痛である 2日	97		6		113	
苦痛である 3日	46		7		53	
苦痛である 4日以上	22		1		23	
記入なし	44	10.7	9	13.4	53	11.1

第8表　生理日の苦痛の時はどうしますか

	こうします	人数	備考
耐える	1. なるべくこだわらない様努力する	8	
	2. 眠くなるけどがまんします	5	
	3. がまんします	101	計152人
	4. どうにかがまんできます	26	(58.8%)
	5. 無理して働きます	14	
	6. 休まうかと思い乍ら働きつづける	2	
	7. 神信心します	1	
作業能力に影響	8. 仕事がおくれる	2	
	9. ぼやつとしている	4	
	10. だるくなる	2	
	11. 余り一生懸命にはならない	17	計45人
	12. なるべく仕事を静かにする	4	(17.1%)
	13. 御不浄に度々行く	8	
	14. 薬をのみます	5	
	15. なるべく歩かないようにする	3	
休養する	16. 休憩室で休む	2	
	17. 少し休んでから仕事をする	6	計65人
	18. 時々体を休める	6	(24.8%)
	19. 休みます	88	生理休暇の取扱いによるもの
	20. 早退か，遅刻	18	
合計		262	不詳無記載88人

次の段階には、生理日の苦痛が作業能率に影響している事を自らみとめざるを得ない状況で、能率の下るのを気にしながらも、まだ決して休もうとまでは考えていない。何とか作業も無事終了してホットしたり、疲れてがつかりしたり、という状態である。

第三の場合は作業をやめて休むより他に方法がない。作業労働を諦めた形となつている。そしてこれら中小企業にこの休みが予想以上に多いのは、生理休暇としてとる事ができないので、欠勤となつて現われているためである。

三　健康のために

1. 毎日健康であるためにどんな事をしていますか

働く婦人にとつては「健康がもとでである」という考え方は一人々々が切実に感じていることのようである。そして、その健康保持のために中小企業に働く婦人たちは主にどんな事に心掛けているか、第九表によつてその大体の傾向をうかがう事ができる。

まず単的にたべ物に気をつけるとの答が最も多数を占めている。疲れて空腹をこらえての食事からつい食べすぎたり、食中毒を起したり、作業場の一隅で寒い日に冷い弁当をかき込んだり、既成品のお菜を買う日ばかりつづいたりして、失敗することが多い。

次にこれも亦最も原則的な睡眠の問題を答えている。「睡眠を充分に」とは誰にとつても大切な事であるけれど、この働く婦人たちの体験を通しての言葉にはある実感をさえこめて感じられる。ゆつくりと心ゆくまで眠りたい、そこに大きな慰安と明日の日の活力が期待される事であろう。そしてこの睡眠の事にふれた答えは合計すると、食物のそれよりも一層多く、回答数の四割に達している。そして十分眠るということを夜早く寝るという言葉でも表現していて、早寝早起をするとはあまり言つていない。朝もできるなら時間一杯まで眠つていたいというのがこの人たちの偽らない現実であつて、早起と書いた数は十三人に止まつている事は興味がもたれる。

第三には作業を通しての健康保持で、ひまな時はできるだけ休むこと、無理をしない事、これらは自らの労働を通して体得した健康への経験である。無理に疲れないように、そして休憩時間の必要をここでもはつきり示唆している。

運動やラジオ体操等の積極的な方法はここの頃でもあまりとり上げられていない。そして全体の二割位の人々は殊更に何をしなくても別に病気はしないという健康に恵まれた人々なのである。

2. レクリエーションについて

明日の活力を養うための楽しみとして、最も多いのは映画を観る事という答であるが、毎週観に往くという少数の若い人から、年一、二回の見物を楽しんでいるという人まで、映画は最も大衆に親しまれる唯一のレクリエーションといえるであろう。ピクニックや慰安旅行も、事業場の催しを通して楽しみを持つというのが多く、まことにささやかなレクリエーションである。

試みに「その他」の項を見ても衣類の整理や、お盆やお祭り、そして休日のくつろぎ等がそのままレクリエーションであつて、一枚のブラウスを日曜にデザインする喜び、子供達と一諸に過す仕事場とはなれた、しみじみとした和やかさが、大きな慰安であり、働くことへの張りを呼び起させる事になる。そしてこの事が精一杯の生活の飲びなのである。しかし中には楽しみがほしいと言い、或は楽しみどころではなく、労働と雑用に追われて生活の新鮮味を失つて、疲れ老い込んでいる人々の姿もあるのである。

第9表　健康保持のため，どんな事を心掛けていますか

回答	実数	備考
総数	479	100%
食物に気をつける（従食・過食・間食・栄養・食あたり・好嫌是正・よくかむ）	116	129人
なま水をのまない	13	
睡眠を充分にとる	78	152人
夜早く寝る	61	
早寝，早起をする	13	
無理をしない（疲れすぎない様にする）	9	50人
ひまな時できるだけ休む	6	
休憩時間にできるだけ休む	27	
冷えないように	8	
運動をする	9	47人
ラジオ体操をする	8	
規則ある生活	4	
月一回の健康診断	1	
毎朝うがいをする	2	
便秘しないよう	5	
栄養剤をのむ	4	
日光にあたる	7	
眼を休ませる	3	
心の安静	3	
神信心	1	
回答者小計	378	78.8%
回答なし（別になにもしない）	101	21.2%

第10表　レクリエーションの種類は

回答	実数	%	備考
映画を観る事	139	29.3	「その他」を多い順に記すと
本をみる事	89	18.8	○洋裁・和裁・生花
レコードや歌をきく，ピクニック，スポーツ	47	9.8	○休日のくつろぎ
慰安旅行	26	5.4	○お盆とお祭り
その他	113	23.6	○働いて家に帰るとき
小計	414	86.4	○友達と思出など語り合う事
			○母と話すのが一番
記載なし	65	13.6	○子供と一緒にいる時
			○入浴
総計	479人	100%	○楽しみなどない
			○楽しみがないので生甲斐がない
			○楽しみがほしい

だ心の中に、物うさと、ひがみの暗い影も所在は、そこに帰着してしまう様である。尚未婚者は作業についてやさしく指導してもらいたいし、楽な気持で、明るく働かせてほしい、それは健康につづく途であるとも言っている。

第11表　健康であるために職場に希望する事

未婚者

○室内の通風施設をよくしてほしい。夏涼しく働ける様にしたい。
○水仕事であるけれど、もう少しぬれないですむ様に。
○不健康な時には配置転換をしてほしい。(罐詰)
○暖房の設備
○健康を無理して働かないですむ様に。
○腰かけてやるようにしたい。(包装)
○休憩時間は自由に使いたい。
○休憩時間には休みたい。
○休憩室がほしい。
○女子だけの休憩室がほしい。
○食堂・更衣室がほしい。
○労働時間を守つてほしい。
○労働時間を8時間にしてほしい。
○朝の始業を少しおそくしてほしい。
○生理休憩をもらいたい。
○作業場に椅子がほしい。
○もう少し待遇をよく。
○工賃を値上げしてほしい。
○週一回休ませてもらいたい。
○ボーナスをもらいたい。
○水道を増してもらいたい。
○職場の清潔・整頓に注意してほしい。
○繰糸・揚返し場の湿度と気温のむし暑苦しさはどうにもならないものでしようか。
○スポーツの場・用具がほしい。
○ラジオ体操をするとよい。
○レクリエージョンを日帰りでよいからしてほしい。
○指導者の理解がほしい。成績が悪くとも明かるく働ける様に。
○もつと楽な気持で仕事をしたい。
○家庭の円満をのぞむ。
○封建性をなくしてもつと自由にしてほしい。

既婚者

○休息をとりたい。
○睡眠時間は七時間位ほしい。
○時間的余裕をもちたい。
○夜の会合(P・T・Aその他)がある非常につかれるが何とかしたい。
○職業婦人の立場を理解してほしい。
○家族の皆が明るく朗かであつてくれる様に。
○飲料水が不便故、水道がほしい。
○子供たちの健康が脳れるように。
○もつと栄養食がとりたい。レクリエーションの時間などのゆとりがもちたい。

以上中小事業場に働く婦人の健康と、その健康な生活設計への希望を素朴ではあるが、生のままを記してきた。現実が低く恵まれないものであろうとも、その恵まれない事をかこつだけでなく、衛生管理への関心は悪条件の中であるからこそ一層高められねばならない事を強調したい。それは事業場の理解と協力と、そして働く婦人自らの工夫と努力によつて、もつと充分に活用できる面もあるように思う。

例えば法に定められた健康診断などへの関心、そして日々の作業の最も根本となる姿勢の問題などもゆるがせにできない事の一つであり、ここからいろいろの研究課題が生れてくるのではないであろうか、健康への希望を他に求めることも、多くある事であろうが、又自ら一日の時間配分を考え、一週間の生活設計をも予定して少しでも家庭の仕事の合理化を工夫して、疲れを少なくし、解決への途を開いて行かねばならないと思う。

米がい日本版

——鹿島女の実態——

茨城少年婦人室

◇悪周旋業者と需要協議会の発足

鹿島郡中部の太平洋に面した村落は、海岸線近くまで丘陵が迫つていて、水田面積が非常に少いため、田植え、稲刈りの農繁期には、男女青年、特に娘たちは大挙して県内の稲敷郡や千葉県印幡郡の農家に出嫁ぎにいくことが長い間の習慣になつている。この習慣は、稲敷郡や印幡郡が穀倉地帯といわれているように、水田地帯で大農家が多く、田植え、稲刈りの作業が一日を争う仕事なので、受入地ではこの出嫁ぎを大いに歓迎し、また出かける方の側からいえば、重要な現金収入の道となるので、相互の利益から、永年続けられてきた。しかし、労働者の供給地と受入地がかなり隔つていることと、就労期間が短く、その間に多人数の者が一時に就労しなければならない関係上、どうしても悪質な周旋業者が介入しやすい状態にあつた。

戦前および戦時中は、鹿島郡下に、県から周旋業者として許可を受けたものが数名あつて、雇用については殆んどがその手を通じて行われていた。そして周旋人は労働者を紹介した都度、雇用主側から周旋料をとつていたので、悪質業者は労働者を勝手に一週間くらいで転々と移住させ、その都度手数料を受けていたという例もあつた。

戦後、労基法、職安法が施行されたが、世事にうとい農村で、出嫁ぎ人や雇主の弱点を利用して暴利をむさぼる悪質周旋人の跳梁は相変らず続けられていた。そこで本年八月から需要地側と供給地側がそれぞれ農雇人受入の需要協議会を持ち、この秋から活動を開始することになつた。鉾田・麻生・竜ヶ崎にその支部を置き、現地委員が就職希望数と雇用申込数を集計して、安定所の窓口を通じて、雇用契約を行うことになつたのである。

◇出嫁ぎ労働者の出身地

この農業出嫁ぎ労働者の約三分の二は男子であるが、大部分が結婚前の青年男女である。出嫁ぎは随時に行われていたので、正確な数はわからないが、一、二〇〇名前後が毎年出ているものと推察される。これらの労働者の出身地は鹿島郡の大同・白鳥・中野・波野・新宮・上島・諏訪の各村で、春は四～六月、秋は九～十月の間で、田植え、稲刈りの早い県下の稲敷郡にまず行き、そこをすませて印幡郡に移動して行く。

雇用期間は長い者で一か月余、短い者は一週間くらいで、転々と移動している者もある。

◇労働条件の改善へ

労働条件について今までは統一された基準はなく、仕事の能率の具合を見た上で賃金が決定されることが多かつた。また交通費、医療費等の支給も雇主によつて相当の差が認められたが、今後は需要協議会が、賃金その他についても統一した基準を協議して定めることになり、本年は次のような協議事項が成立した。

(1) 賃金は日給二〇〇円、外に三食付き、泊りこみとする。食事は重労働に従事するに適する程度の栄養食とし、夜間の睡眠をさまたげないこと。

(2) 諸手当として、往復の旅費の支給、作業能率に対する激意を酌量して、雇主は能率手当を支給すること。夜間作業に従事させた際は定賃金のほか、一時間三〇円程度を加給すること。

次に労働時間については、春の田植え期は午前七時頃から午後七時頃まで、実働一〇時間、休憩二時間程度、秋の稲刈り期は午前七時頃から午後六時頃まで実働九～一〇時間、休憩一～二時間程度で、協議会の申し合わせとしては一日一〇時間労働となつている。

休日は土地の祭日や風雨の強い日などをあて、特定の休日を設けない。

業務上、業務外の疾病については、協議会として次のように定めた。

(1) 一般の病疾(業務外)の場合は、二～三日の休養でなおる程度のものは雇主が経費を負担し、五日以上の見込みの場合は解雇する。但し解雇前の経費は事業主負担とする。

(2) 負傷は業務上の原因による場合は事業主負担とし、その他の場合は疾病の場合に準じて取扱う。

また宿泊設備その他については、

(1) 寝所は男女同室に混寝することは厳禁する。そのため近隣で協議し、夜間睡眠時だけ男女の宿泊所を設けるよう考慮すること。

(2) 風紀問題、特にヒロポン注射慣行等については雇主は厳に警戒すること。等を申し合わせた。

このように需要協議会の発足によつて、永年封建的な雇用関係にあつた「鹿島女」の労働条件も民主的なものに改善される第一歩を踏み出すことになつた。今後協議会のいつそうの活躍によつて、この恵まれない婦人たちに明るい希望の光を与えることを期待している。

外国における女子の労働保護法規の紹介(3)

英国における女子の労働保護法規

一 序

英国における工場法の起源は、一八〇二年の「徒弟の保健及び道徳に関する法律」にまで遡ることが必要です。産業革命に伴う工場労働者の悲惨極まる生活状態は十八世紀の末頃から既に一部識者の間には問題とされていました。特に紡績工場の幼年労働者の労働条件が悪かったので前述の法律が制定されました。その後労働保護又は紡績工場に対してばかりでなく、他の産業に及び、一八六七年に制定された工場法で、始めて五十人以上の労働者を使用する全部の工場に適用される事になりました。

労働保護は、最初は衛生設備と男女徒弟の道徳に関するものでしたが、労働時間の制限に重点が移り、一八一九年に制定された工場法では、満十六歳未満の少年労働者の労働時間を十二時間に制限しておりましたが、一九〇一年に制定された工場法では、十八歳以下の少年と、婦人の従業時間の制限を行い、機織工場では労働時間を一日十二時間、休息を三時間とし、その他の工場では、労働時間を一日十時間半とし、午後八時以後の夜業を禁止しております。一九二〇年に制定された工場法では交替制の場合には、婦人を午後十時まで労働させることを認めております。一九〇一年に制定された工場法では既に日曜日に女子を使用することを禁止しており、女子とも三十分間を取らなければ、四時間半を超える時間継続して使用することはできないとされています。

労働保護又は紡績工場に対してばかりでなく、他の産業に及び、一八六七年に制定された工場法で、始めて五十人以上の労働者を使用する全部の工場に適用される事になりました。

労働保護は、最初は衛生設備と男女徒弟の道徳に関するものでしたが、労働時間の制限に重点が移り、一八一九年に制定された工場法では、満十六歳未満の少年労働者の労働時間を十二時間に制限しておりましたが、一九〇一年に制定された工場法では、十八歳以下の少年と、婦人の従業時間の制限を行い、機織工場では労働時間を一日十二時間、休息を三時間とし、その他の工場では、労働時間を一日十時間半とし、午後八時以後の夜業を禁止しております。一九二〇年に制定された工場法では交替制の場合には、婦人を午後十時まで労働させることを認めております。一九〇一年に制定された工場法では既に日曜日に女子を使用することを禁止しており、女子とも三十分間を取らなければ、四時間半を超える時間継続して使用することはできないとされています。

労働基準法(以下労基法と略称します)では婦人及び年少者の作業時間について一日九時間、一週四十八時間の原則を定めています。就業時間は食事及び休憩のための時間を含んでも、一日十一時間を超えることができず、午後は八時までとされています。なお土曜日は午後一時までとされています。

労基法では、休憩時間は六時間を超えるときは少くとも四十五分、八時間を超えるときは少くとも一時間の休憩時間を与えなければならないとされていますが、英法では、食事又は休憩のため少くとも三十分間を取らなければ、四時間半を超える時間継続して使用することはできないとされています。

労基法では行政官庁の許可を受けた場合の他は休憩時間は一せいに与えなければならないとされていますが、英法でも、就業時間並びに食事及び休憩のための時間は、工場において使用される一切の婦人及び年少者に対し同一でなければならないとされています。

又労基法では、使用者は休憩時間を自由に利用させなければならないと定めていますが、英法でも、婦人又は年少者は食事又は休憩のための時間中に使用することはできないと定めています。

二 労働時間

労働基準法(以下労基法と略称します)では、一日八時間、一週間四十八時間の原則が定められていますが、英国工場法(以下英法と略称します)では婦人及び年少者の作業時間について一日九時間、一週四十八時間の原則を定めています。就業時間は食事及び休憩のための時間を含んでも、一日十一時間を超えることができず、午後は八時までとされています。なお土曜日は午後一時までとされています。

労基法では、休憩時間は六時間を超えるときは少くとも四十五分、八時間を超えるときは少くとも一時間の休憩時間を与えなければならないとされていますが、英法では、食事又は休憩のため少くとも三十分間を取らなければ、四時間半を超える時間継続して使用することはできないとされています。

労基法では行政官庁の許可を受けた場合の他は休憩時間は一せいに与えなければならないとされていますが、英法でも、就業時間並びに食事及び休憩のための時間は、工場において使用される一切の婦人及び年少者に対し同一でなければならないとされています。

又労基法では、使用者は休憩時間を自由に利用させなければならないと定めていますが、英法でも、婦人又は年少者は食事又は休憩のための時間中に使用することはできないと定めています。

三 就業時間の掲示

労基法では、常時十人以上の労働者を使用する使用者は、始業及び終業の時刻休憩時間、休日、休暇等の事項について就業規則を作成し、常時各作業場の見易い場所に掲示することになつていますが、英法でも、工場に使用される婦人の一週間中の各日の就業時間、食事及び休憩のために与えられる時間等を定め、工場前に掲示しなければならないことになつています。

四 時間外労働

労基法では、使用者は、一日について八時間、一週間について四十八時間を超えて時間外労働をさせる場合は、労使の協定を必要としますが、女子の時間外労働については労使が協定しても、一日について二時間、一週間について六時間、一年について百五十時間を超えて時間外労働をさせてはならない定めになつています。英法では、工場における業務繁忙の場合婦人に時間外作業をさせることができる定めになつており、その時間外作業は一暦年につき一〇〇時間、一週間につき六時間を超えることができず、またその工場において、一暦年につき三十五週を超えて行うことはできない定めになつています。また婦人の全作業時間は食事及び休憩のための時間を除き、一日十時間を超えることはできず、就業時間は一日につき十二時間を超えることはでき

ない定めになつています。婦人の時間外作業の場合は、土曜日以外の他の週日には午後九時まで作業させることのできる例外規定があります。

英法では、内務大臣がある種の工場の業務が季節的若しくは特殊の繁忙状態にあると認めるときには、規則をもつて右の種類の工場に対し、婦人につき、前述の時間外作業の制限を超えて作業させることができますが、この場合、制限を超えて行える期間は一年に八週間を超えてはならない制限があり、一暦年の時間外作業時間を百五十時間まで延長することができることになつています。

右の場合の他、内務大臣は、業務が緊急を要する場合、不意の註文による予見できなかつた業務繁忙のため、又は機械若しくは設備の破損又はその他予知せられなかつた緊急の事情のある場合、時間外作業時間の通計数を延長する措置を講ずることができます。

五 日曜日の使用禁止

労基法では、女子の休日労働を原則として禁止していますが、英法でも婦人を工場において日曜日に使用することはできない定めになつています。

六 年次休暇

労基法では、使用者は、一年間継続勤務し全労働日の八割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した六労働日の有給休暇を与えなければならない定めになつていますが、イングランドにおいては、ヤソ降誕祭、ヤソ受難祭、一週間中の金曜日、及び各銀行休業日を全休日とし、スコツトランドにおいては六週日を全休日としており、休暇の周知方法、時与え方について細かく定めています。

七 管理の地位を有する婦人に関する除外例

労基法では、管理の地位にある者については労働時間、休憩及び休日に関する規定は適用されませんが、英法でも、實任ある管理の地位にあり、平常筋肉労働に従事しない婦人には前述した就業時間及び休日に関する規定は適用されません。

八 緊急の場合において就業時間及び休日に関する規定を停止する権限

労基法では、災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、労働時間を延長し、若しくは休日に労働させることができますが、英法でも、内務大臣は災害、機械若しくは設備の破損又はその他の予見できない緊急の場合には、命令をもつて、ある工場について、命令に明示した期間中、作業及び休日に関する規定中のあるものを停止することができる定めになつています。

九 婦人の就業時間及び休日に関する特別除外例

英法では次に述べる如き特別除外例を設けています。

イ、洗濯業

ロ、パン若しくはメリケン粉菓子又はソーセージ製造

ハ、鮮魚、青果、及び野菜の貯蔵

ニ、牛乳を取扱う工場

上述の如く種々の除外例が設けられていますが、その場合婦人の健康若しくは福祉の保護のための規定が設けられ、又特別除外例を適用する場合の手続き、周知方法が定められています。

一〇 産後の婦人に対する保護規定

労基法では、産前産後の女子に対して保護規定を設けておりますが、英法では、使用者が事情を知りながら、産後四週間を経過しない婦人を使用してはならない定めになつています。

一一 腰掛のための設備

労働安全衛生規則では、持続的立業に従事する労働者であつて、就業中しばしば坐し得る機会のある場合には、当該労働者が利用し得るいすを備えなければならない定めになつていますが、英法でも立作業を行う一切の女子労働者のため、就業中に与えられる休憩の機会を利用させるよう腰掛の設備を十分に備えなければならないとされています。

一二 婦人の就業制限

女子年少者労働基準規則では、運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、注油、検査、修繕又は調帯の掛換えの業務等種々の危険有害業務について女子の使用を禁止していますが、英法でも、婦人は原動機又は伝導機の運転中その原動機又は伝導機の部分を掃除することはできず、且つとんな機

◇十月の婦人界の動き◇

一日 東京都では新たに名誉都民に選ばれた四名の人の顕彰式を日比谷公会堂において行ったが、この中に女性として初めて新宿四谷双葉学園長徳永恕女史（六六才）がふくまれた。

二日 西品川主婦の会のお母さん十三人が中心となり「働く婦人たちの子供を預る保育園をつくろう」と映画会やアメ売り等で建設資金をつくる一方一般家庭にも呼びかけ浄財を募った結果非願を達成落成式をあげた。

四日 高松宮妃殿下をお迎えして、第五回全国里親デーが朝日新聞東京本社講堂で開かれ、全国優良里親九十八名の表彰式が行われた。

四日 婦人人権擁護同盟及び婦人法律家協会主唱の〝家族制度復活反対連絡協議会結成大会〟が各婦人団体、労組等二十四団体の参加のもとに港区区役所で行われた。（なお本打合会はその後も引続き十一日、十八日、二十七日の三回にわたって開かれ、十一月十三日に結成大会をもつ事をきめた）

五日 原水爆禁止署名運動全国協議会では参議院会館第三会議室において常任代表世話人会の合同会議を開き、安井事務局長から「十月四日現在までの原水爆禁止署名全国集計が一千十二万九千百三十四名にのぼっている」と第一回の中間報告があった後、この運動を、国際的な規模にひろげ、世界の世論に強くアッピールするため同協議会内に国際委員会を設置することや、講演会の開催などについた協議した。

十日 イタリアのヴェルチェリで行われた国際ジョヴァンニ・パティスタ・ヴィオッティ音楽コンテストで日本の高野雅子さんがピアノ第一賞を獲得、賞金二十万リラを受けとると共にスカラ座及びイタリヤ放送局との契約もかちとった。

十日、十一日 第六回日本家政学会が奈良女子大学において全国からの関係者を集めて開かれ、衣・食・住・児童・経済等総数八十にものぼる研究発表がなされたが、なかでも〝婦人の職業と家庭生活〟に関する問題の中に興味深い報告がみられた。

十一日 全国八百万にのぼるお母さん達の生活館といわれる主婦会館建設の地鎮祭が四谷駅前の敷地で、主婦連会長奥むめお氏をはじめ各婦人団体代表の主婦百五十余名を招いて行われた。同会館の建設については最初主婦連がとりあげ募金運動を行ってきたが思わしくなかったので財界によびかけ、財団法人主婦会館建設委員会を設立して進められてきたものである。運営には財団法人主婦会館が当り、発足は来年六月の予定。

十一日 新党準備会では衆議院第二議員会館で大会を開き、下記のような憲法改正に関する政策大綱を立案した。（憲法改正と占領下の諸制度再検討＝現行憲法は占領政策の一環として制定せられたものであり、日本の国情と現下の内外情勢に適応しないので、独立の回復に伴い国民自らの意思により全面的に更改するとともに、その他占領諸法規・諸制度も同様趣旨で自主的改革を断行する）

十二日 関西視察中の小原法相は大阪市の宿舎で「民、商法のような基本的法典の改正は別に成果を急ぐことなく十分に練った上、国情にも適しまた理論的にも世界的に誇り得るものを立案したい。民法改正に関連して家族制度の復活反対論が行われているが自分としては家族制度の復活を企図して民法の改正を諮問したわけではない。個人の人格の尊重と法の下における平等という二つの原則は民主主義の基本的な原理だからこれに逆行する方向に改正が行われることは考えられない」と語った。

十四日 教育課程審議会では新制高校の教育課程について具体案がきまったので文部大臣に答申した。それによると職業課程と普通課程を明確に区分する事になり、科目編成では社会科のうち一般社会と時事問題がなくなり、公民的なものを新設するなどで、そのほか女子は「家庭科を四単位必修すること」

になっている。文部省ではこの答申の線によって三十二年四月に入学する高校一年生から新制度で教育を行うといっているが、高校教育課程研究協議会や日教組では新教育を逆行させるものだ、と反対の要望書を文部省に出した。

十四日 東京婦人会館（目下建築中の産経ビル六階を使用、来る三月開館予定）の第一回理事会が丸の内東京会館別館で理事長村岡花子氏はじめ、竹内寿恵、小林富士子、坂西志保、吉屋信子、上代たの、山本杉、金子真子氏の各理事出席のもとに行われた。

十四日 前国連総会議長ヴィジャラクシミ・パンディット女史が印度に帰国の途中、令嬢に会うため来日された。

十五日 都では都内職業安定所の機構改革を大幅に行うことになり、来月一日から神田橋職業安定所を全国最初の女子専門の職業安定所として開設する外自由労務者を対象とする労働出張所を新設し、「パート・タイム」制として好評の簡易職業紹介業務を全面的に拡大するため都内十一の職安にこの事務を扱う専門課を新設する。

十八日 自由党憲法調査会では院内で第一ないし第五分科会の連合審査会を開き、それぞれの分科会における審査の結果につき検討した後各項ごとに改正案要項を決定した。（第四分科会議案―四、旧来の封建的家族制度の復活は否定するが夫婦親子を中心とする血族的共同体を保護尊重し、親の子に対する扶養及び教育の義務、子の親に対する孝養の義務を規定すること。農地の相続につき家庭制度を取入れる）

十九日、二十日、二十一日 全国社会福祉協議会連合会主催の全国婦人民生委員児童委員代表者研究協議会が三日間にわたって中央社会館で開かれた。約二百五十名の婦人委員が集り、婦人民生委員児童委員の本質とその活動推進方策について及び婦人民生委員児童委員の具体的活動においてどのようにその主体性を確立しているか、の二つの分科会に分れて研究討議がなされた。

二十一日 神田如水会館で電信電話週間行事の一つとして全国電話競技会が行われ、全国十一通信局五万人の交換嬢の中から各局代表二百名が参加し、交換用語、加入者の呼び出し方、外国諸通話など十二種目にわたって、返事の仕方、その速さ、技術などにつき全国一をねらって火花を散らした。

二十一日 都教育委員会、東京都各婦人団体主催の第二回東京都婦人大会が〝キレイな政治を婦人の手で〟〝原水爆の禁止を全婦人の手で〟などのスローガンをかかげ約二千名の女性参加のもとに日比谷公会堂で開かれ、連座制の強化と金のかからぬ選挙にするための諸制度の確立、覚せい剤取締強化、映画倫理規定委員会に有識婦人を入れること、婦人の地位を後退させるような家族制度復活には絶対反対、原水爆実験反対の五項目を決議した。

二十八日 産業経済新聞社主催の〝全国婦人の声をきく会〟が丸ノ内日本工業会館で開かれ、全国から三八名の婦人指導者が参加して山本杉女史の司会で各地方の婦人活動についての報告や婦人がみた新聞批判や注文など、約三時間にわたって活発な意見が出された。

二十七日、二十八日、二十九日 文部省主催の全国婦人教育指導者会議が開かれた。出席者は各府県婦人団体代表、教育委員、社会教育委員、婦人教育事務担当者約百五十名で、「婦人団体活動はわが国の民主的発達にどんなに役立つていますか」、「婦人教育の一形態としての婦人学級の内容とその運営」、「婦人教育としての新生活運動をどう考え展開しますか」の三分科会に分れて討議が行われた。

二十九日 自由党婦人部ではさきに発表された自由党の家族制度に関する憲法改正案について田畑歳穂（法律学者）佐瀬昌三（自由党衆議院議員法博）両氏を衆議院会館会議室に招いて懇談会を開いた。

三十日 中共を訪問国慶節に出席した神近市子女史ら婦人代表団九名がBOAC機で無事帰国した。

三十日 中国紅十字会の訪日代表団団長李徳全女史ら一行七名が羽田に到着した。

★「人権週間」が開かれます

法務省の人権擁護局では、毎年「人権週間」を実施してきましたが、本年も来る十二月四日から十日までをこの週間として、公私の関係機関の協力のもとに全国的に人権思想普及の運動を展開することになりました。人権週間は「世界人権宣言」の六週年記念行事として行われ、憲法改正の機運とともに国民の基本的人権と自由が狭められる傾向がみられ、一方洞爺丸・内郷丸等の惨事によって生命軽視が反省されている現状から、この運動は大きな意義を持つものと云えます。

この運動の強調事項として、次の三項目があげられています。

1. 生命の尊重　生命を尊重して始めて人権が擁護される。（原水爆の必要のない世界の要望、洞爺丸・内郷丸の悲惨事、親子心中、青少年の動機のない殺人事件等生命軽視の風潮の反省）
2. 自由の確保　幸福な社会は自由の尊重から生れる。（集団的暴力事犯の排除）
3. 因習の排除　人権を無視した因習を排除すること。

標語

○私どもの周囲からわるい因習をなくしましょう
○泣き寝入りそれがいけない旧思想
○人権を知って知らせて楽しい職場明るい社会
○幸福な社会は生命と自由の尊重から

尚十二月一日午後一時から日比谷公会堂で「人権デー都民の集い」が開かれる。

パンディット夫人と日本の婦人有識者達との会合

インドのパンディット夫人が十月十四日羽田の飛行場に着かれた。夫人は英国駐在高等弁務官としてロンドンに着任する途中、末娘の駐日インド代理大使、ダール夫人に会いに立寄られたのである。

私達がインドのパンディット夫人の名を耳にしてからかなり久しい。戦後インドの独立が世界の話題になつているときネール首相の妹であるパンディット夫人の国際的な活躍は殊に世界の婦人たちの強い関心を呼んだものである。若い独立国であるインドの駐米大使、駐ソ大使から、次いで国際連合総会の議長として今年の九月に解任されるまで、難しい国際情勢の只中で有能な外交官としての手腕をしめした夫人の姿は、アジアの婦人のみならず世界の婦人の大きな希望であつた。

夫人の今度の日本訪問は全く私的なものであるため公的な行事はあまりなかつたようであるが、やはり夫人の滞日中の日程はすつかり準備されて、日本の婦人たちとの懇談会のようなものもついに実現できなかつた。しかし夫人の出発二日前に夫人の招待で日本の有識婦人達とのお茶の会がひらかれた。日程の都合で会は朝の十時半からの短かい時間であつたのでお互の意見をのべあうということもなく、社交的なお茶の会に終つたことはまことに惜しいことであつた。日本側の集つた人達は、教育者・婦人団体・官庁関係・報道関係・評論家その他の代表的な婦人二十四、五名で主人側はパンディット夫人とダール代理大使夫人で、場所は早稲田に近い大使官邸であつた。

パンディット夫人は絹のうすいブルーのサリーの上に黒い上衣を着た、小柄な人で、真中から分けた半白の、時によると紫色にみえるような髪が自然に波打つていて美しい中年の婦人であつた。部屋の入口で一人々々に挨拶されるのもにこやかで、その態度はさすがになにがれるような自然さであつた。

お茶が一渡りお客の間に行渡つた時に夫人はスピーチをされたが、その内容はざつと次のようなものであつた。

私は日本へ来て色々な方にお会いしたが、今日ここに日本の指導的な婦人方にお目にかかることが出来て大変うれしいと思つています。なぜなら私は人々がお互に話し合うことこそが大切なのであると思つているからです。私達印度の婦人も独立後は新しい憲法によつて男女平等の権利を得ているが、実状はまだなかなかおくれております。私は長らく男の人達の間で仕事をして来た者でありますが、やはり婦人の問題に大きな共感と同情をもつているものであります。

世界の人々の生活は一代の中に二つの大戦を経て、大きくゆがめられてしまい、その人々の姿をみることができました。

このようにまずお互の国の一般の人々が人間として話し合うことが大切なので又人との判断も調和を失つてしまいました。目先の小さな尺度で物事をはかり大きな尺度で判断するということを忘れております。私は婦人のみが平和に寄与するものであることは言いませんが、平和にたいする婦人の大きな役割を痛感しているものであります。

私は今回日本に来て多くの人々からよせられた御好意に心から感謝しております。色々な人からどうして方々へ旅行しないのかとよくきかれるのですが、私は日本の街々をみたいとはちつとも思わないのです。私の興味はこの国の人々であつて景色ではないのです。色々な美しい景色、珍しいものを見落したからといつて私はそれを惜しいとは思いません。それよりも色々な人に会いたい。そしてこの人々がどんな生活をおくりどう考え、どんな風に感じているかを知りたいのです。私は日本の人々から沢山の手紙をもらいました。それはまことに数多い手紙で、その中に示された私への暖かい好意にたいして私はほんとうに感謝しております。今はお返事を書くひまがありません。何れ必ず書くつもりでおります。これらの手紙は実に色々な人から寄せられているので、老人あり若い人ありで、その人々は心おきなく色々なことを私に語つてくれています。私はここに日本の人々の姿をみることができました。

公的な交渉などは後のことであります。お互の国の人々が知り合うためにはもつと沢山の日本人が印度へ来てほしいと思います。これができなければもつと沢山の本を送つてほしいと思います。それも極く普通の一般の人々の生活を書いたものが必要なので法律や哲学の本を送つてもらつてもしかたがないのです。

東洋は今まで西洋から色々なものを学んで来ましたが、東洋は西洋のもたないすぐれたものを数多く持つています。西洋のものを排斥する必要はありませんが、もつと東洋のものを西洋に与えることができると思つています。要は東西共に貢献しあうことが大切なのであります。

私は日本へ来てみて日本の婦人方があらゆる方面に活躍しておられるのをみて非常に力強く感じました。私達は共々平和のために努力したいものと思います。

婦人少年者の問題

◇「労働者家族の生活をゆたかにするための啓蒙活動」について

婦人少年局では婦人課が中心となつて表記のような活動を行うことになつた。日本経済を担うている労働者が十分な生産活動を行うためには、労働者の生活の安定と、その家庭生活が向上しなければならない。特にその家庭生活を担当する主婦の働きがより生産性をもつとともに、より高く評価される必要がある。このことは主婦自身の地位の向上をも意味するものである。この運動は労働者家庭の主婦の経済生活を検討して、その向上をはかるとともに、この大切な主婦の働きに対し、社会一般や家族たちの認識をたかめるために、およそ次のように行われる。

一、期間　昭和二十九年十一月二十日
～十二月十日

二、対象　工場・鉱山その他の事業場に働く雇用労働者の家庭の主婦特に現場労働者の家庭の主婦に重点をおく。

三、重点
(1)主婦の働きを検討するとともに、その働きに対して社会や家庭の認識をたかめさせる。
(2)主婦の働きがより生産たかいものになるようにうながす。（生活技術の向上、家庭の民主化、協同活動及び組織活動の促進）

四、方法
(1)懇談会の開催（各都道府県の婦人少年室が主催する）
(2)関係機関へ協力依頼（各都道府県の広報主務課、労働部又は経済部、民生部関係主務課、各都道府県労働基準局関係主務課、各都道府県教育委員会関係主務課、民間団体としては工場鉱山事業場の厚生課、勤労課、労務課。使用者団体、労働組合、婦人団体、労働者家族の組織＝主婦会、家族会、社宅自治会等）
(3)報道機関による宣伝

五、資料の活用
(1)リーフレット
(2)労働者家族問題に関する資料
(3)既作資料の活用
リーフレット〝生活のしかたを工夫しましょう〟〝主婦のはたらき〟
パンフレット No.17〝生活のしかた―働く人の家庭を明るく―〟
調査資料 No.3〝婦人労働者並に労働者家庭婦人の工場外生活時間調査〟
No.8〝工場労働者家族の生活〟
No.9〝労働者の主婦の意見調査〟
No.13〝中小工場労働者家族の生活〟
統計資料 No.6〝労働者家族問題に関する資料〟
国際資料 No.27〝家庭の合理化〟
No.30〝主婦の経済的独立〟
ふだん着の婦人問題―全国婦人会議記録
全国婦人会議概要―第六回婦人週間の問題〟
No.23〝日本経済と家計〟
法規資料 No.15〝婦人の経済活動に関する法令〟
参考資料 No.33〝婦人の経済活動に関する統計資料〟

女子の就業者と完全失業者　(1954年7月)

産業別	女子	男子	女子に占める割合	中女子雇用者の産業別構成率	前年同月との比較女子
	千人	千人	%		千人
総数	17,890	28,880	42.9		+970
就業者 自営業者	2,260	8,200	21.6		+300
就業者 家族従業者	11,130	4,560	70.9		+370
就業者 雇用者	4,250	10,720	28.4	100 %	+250
就業者 雇用者 農林業	190	450	29.7	4.5	− 50
就業者 雇用者 漁業及び水産養殖業	20*	210	8.7	0.5	0
就業者 雇用者 鉱業	50*	460	9.8	1.2	− 10
就業者 雇用者 建設業	150	990	13.2	3.5	+ 10
就業者 雇用者 製造業	1,660	3,370	33.1	39.1	+170
就業者 雇用者 卸売，小売，金融，保険，不動産業	870	1,520	36.4	20.5	+110
就業者 雇用者 運輸，通信その他の公益事業	280	1,520	13.1	5.4	+ 30
就業者 雇用者 サービス業	890	1,200	42.4	21.0	− 40
就業者 雇用者 公務	190	1,010	15.8	4.5	0
完全失業者	250	390	39.1		+ 60

〔註〕 1) * 印の数字は特に誤差率が大きいから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。　―総理府統計局労働力調査―

◇「青少年関係小六法」発刊さる

この程中央青年問題協議会の編集によつて、「青少年関係小六法」が発刊されました。憲法・民法をはじめ、教育関係、福祉関係、労働関係、矯正関係、更生保護関係等青少年に関係あるあらゆる法令を収録していまして、青少年の問題に携る人々のよき伴侶となるでしょう。

日本加除出版株式会社発行、
B7版ポケット型、七三〇頁、
定価三一〇円、〒一四円

昭和二十九年十一月一日　印刷
昭和二十九年十一月五日　発行

婦人と年少者　第二巻第十一号
定価　五十円　〒四円

編集人　久米愛子
発行人　平林たい子
印刷人　石井完一

東京都新宿区山吹町三〇五

発行所　婦人少年協会
電話九の内(33)一六二五
四七一八
振替口座東京一〇七九二四

東京都千代田区大手町一丁目七

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可
昭和二十九年十一月五日発行
婦人と年少者（第二巻第十号）
定価五〇円（送料四円）

英語

津田英語会

国電中央線千駄ヶ谷駅前

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目562

大学受験各科

英・独・仏・スペイン・中国語

高田外語

国電　山手線高田馬場　駅前

東京都新宿区諏訪町243